

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(地方公共団体)

令和5年10月26日

財務省理財局

<目 次>

1. 地方債制度について
2. 機関の概要等
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～
3. 令和6年度要求の概要
4. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について
5. データ利活用に関する規程の策定

1. 地方債制度について

2. 機関の概要等

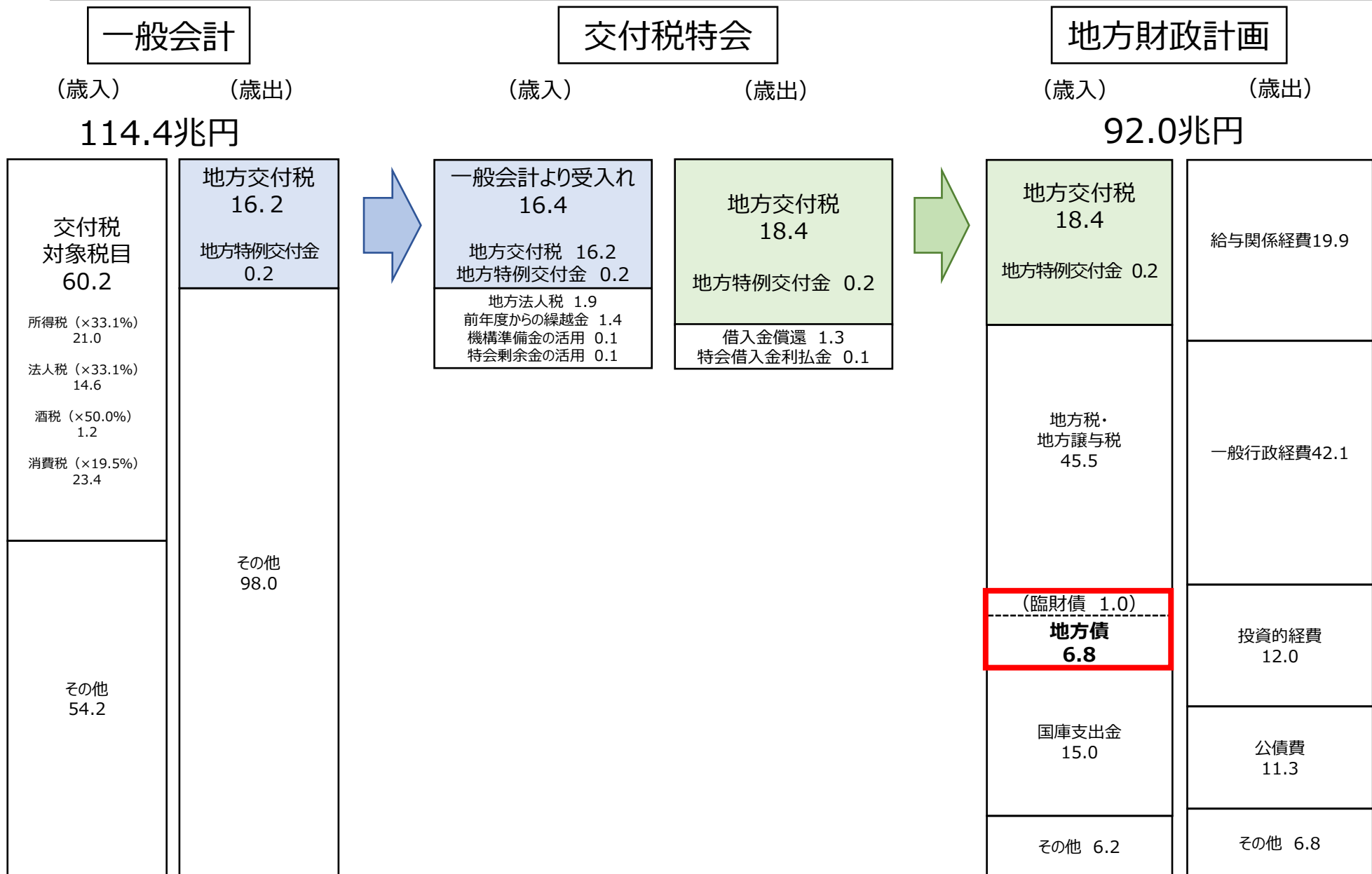
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

3. 令和6年度要求の概要

4. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

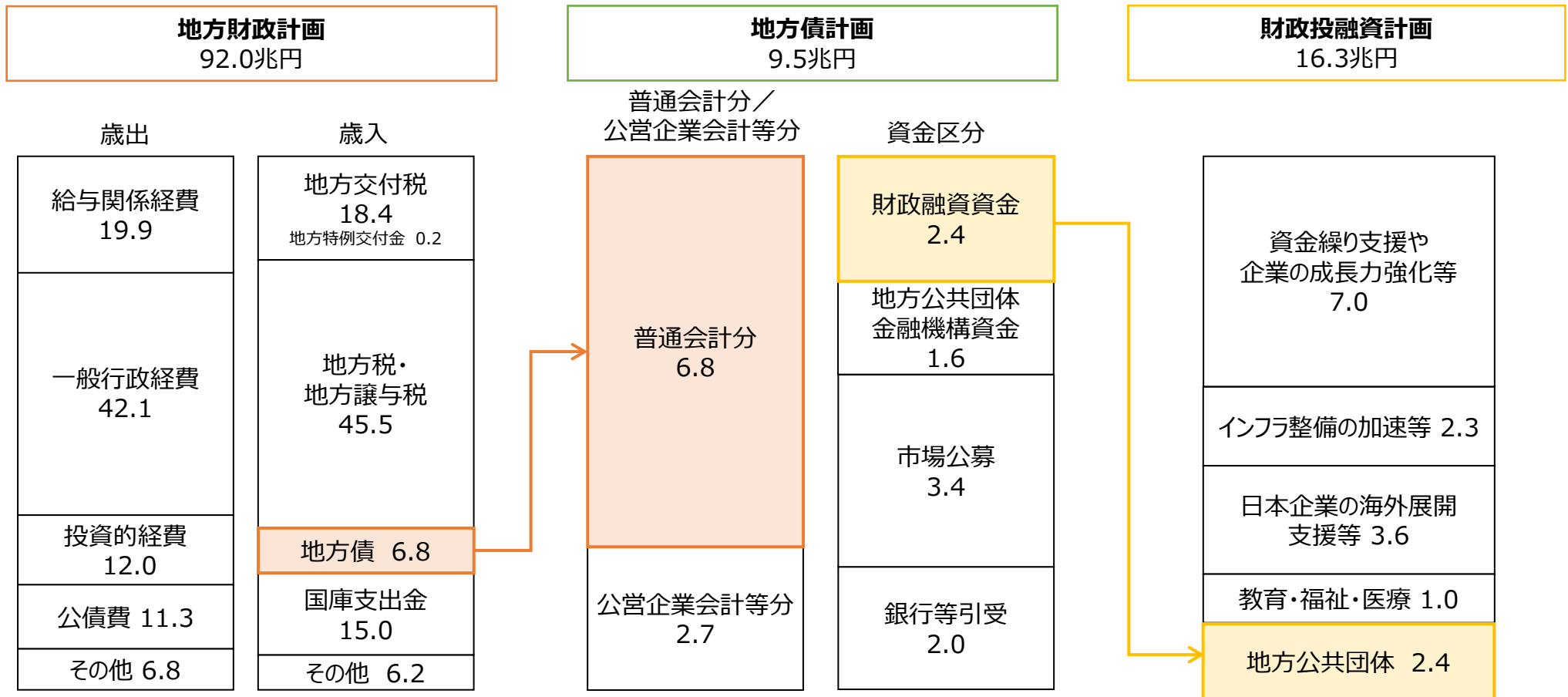
5. データ利活用に関する規程の策定

1-1 地方財政計画と一般会計との関係（令和5年度当初）



(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

1-2 地方財政計画・地方債計画・財投計画の関係（令和5年度当初）



- 各省の事業や経済情勢を踏まえた地方財政全体の見通し。
- 歳入・歳出に収支不足が発生する場合、一般会計加算や臨時財政対策債の発行等の「**地方財政対策**」を講じる。

- 地方の資金需要や国庫補助事業の動向等を踏まえ、事業毎の計画額を策定。

- 近年の事業毎の配分率（地方公共団体の財政融資資金に対する需要動向）等を踏まえ、事業毎に財政融資資金の配分額を決定。

（注） 計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

1-3 令和5年度地方債計画における資金区分

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	15,889	4,972	4,617	355	10,917	8,387	2,530
2 公営住宅建設事業	1,089	483	362	121	606	545	61
3 災害復旧事業	1,126	1,126	1,126	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	2,325	1,939	386	1,783	1,063	720
(1) 学校教育施設等	1,682	1,091	925	166	591	348	243
(2) 社会福祉施設	367	161	72	89	206	139	67
(3) 一般廃棄物処理	981	811	680	131	170	82	88
(4) 一般補助施設等	541	262	262	0	279	120	159
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	0	537	374	163
5 一般単独事業	27,387	6,990	926	6,064	20,397	11,275	9,122
(1) 一般	2,485	83	0	83	2,402	1,929	473
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605	462	143
(3) 防災対策	871	262	126	136	609	366	243
(4) 地方道路等	3,221	298	0	298	2,923	2,473	450
(5) 旧合併特例	4,800	689	0	689	4,111	386	3,725
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,962	1,360
(7) 公共施設等適正管理	4,320	1,828	100	1,728	2,492	1,376	1,116
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,281	1,012
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	741	359
(10) 脱炭素化推進	900	360	0	360	540	299	241
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,935	4,979	956	5	0	5
(1) 辺地対策	540	540	514	26	0	0	0
(2) 過疎対策	5,400	5,395	4,465	930	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	108	237
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	437	263
9 調整	100	0	0	0	100	96	4
計	56,684	21,831	13,949	7,882	34,853	21,911	12,942

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
二 公営企業債							
1 水道事業	6,035	4,853	2,848	2,005	1,182	1,034	148
2 工業用水道事業	297	66	0	66	231	13	218
3 交通事業	1,719	394	123	271	1,325	934	391
4 電気事業・ガス事業	333	73	0	73	260	7	253
5 港湾整備事業	619	218	195	23	401	135	266
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	2,041	773	1,268	2,557	650	1,907
7 市場事業・と畜場事業	287	21	0	21	266	198	68
8 地域開発事業	919	0	0	0	919	442	477
9 下水道事業	12,649	7,542	4,053	3,489	5,107	2,994	2,113
10 観光その他事業	95	5	0	5	90	30	60
計	27,551	15,213	7,992	7,221	12,338	6,437	5,901
合計	84,235	37,044	21,941	15,103	47,191	28,348	18,843
三 臨時財政対策債	9,946	3,600	2,287	1,313	6,346	5,683	663
四 退職手当債	800	0	0	0	800	69	731
総計	94,981	40,644	24,228	16,416	54,337	34,100	20,237

(参考 1) 地方債の対象経費

	地方債	国債
原則	<p>地方財政法 (地方債の制限) 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。） 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合</p>	<p>財政法 第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p>
例外	<p>地財法第 5 条に規定する経費以外の財源とする場合は、別途法的措置が必要。</p> <p>臨時財政対策債（地方財政法第33条の5の2） 過疎対策事業債（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>建設国債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、公共事業費等以外の歳出に充てる財源を調達することを目的として、特別公債法等の特別の法律に基づき、特例国債（赤字国債）を発行。</p>

(参考2) 地方債制度の変遷

平成18年4月 許可制から協議制に移行

平成10年5月
平成12年4月

「地方分権推進計画」の閣議決定
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率) 18%

協議	早期是正措置としての地財法許可
	公債費負担適正化計画

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)



平成24年4月 届出制の導入

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、届出制を導入

平成28年4月 届出制の拡大

※地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化
(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)

※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

(参考3) 地方債の起債手続

協議制

- ① 地方公共団体が、地方債を起債する場合、総務大臣又は都道府県知事※に協議が必要。
※ 都道府県・指定都市は総務大臣、市町村・特別区等は都道府県知事に対して協議を行う。
- ② 総務大臣は、協議において、同意をしようとする場合、あらかじめ、財務大臣に協議が必要。
➔ 同意のある地方債は、公的資金の充当、元利償還金の地方財政計画への算入ができる。

財務大臣の関与

財務大臣は、財政融資資金の管理運用責任者、国内資金運用の調整責任者、財政担当責任者の立場から、大臣間協議に応じる。

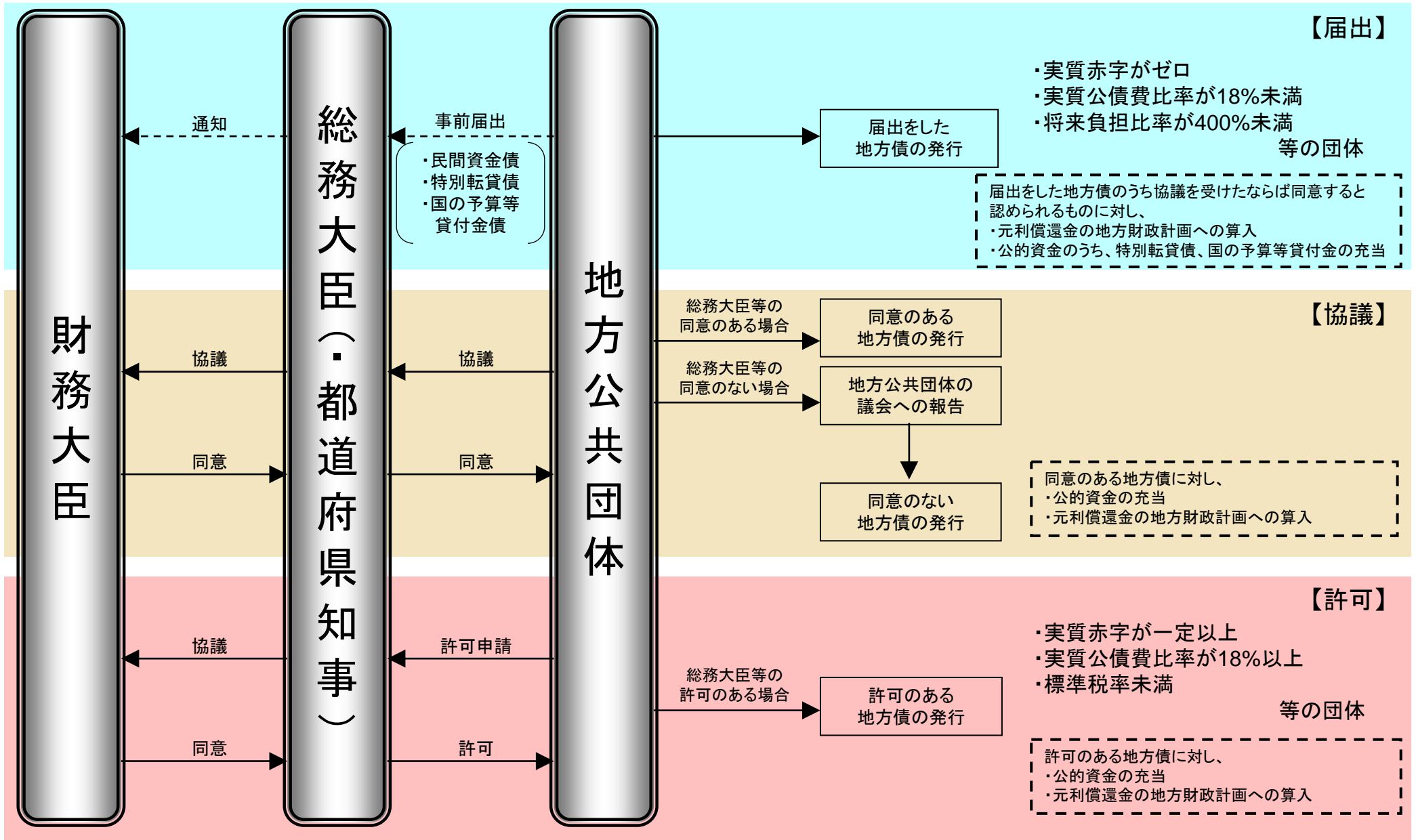
届出制

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が、民間等資金債を借入先として地方債を起債する場合、原則として、協議を不要とし、事前届出のみで起債できる。

許可制

地方債の信用を維持するため、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体や、一定以上の実質赤字額が生じた地方公共団体が、地方債を起債する場合、許可が必要。

(参考4) 地方債起債手続きの概要



(参考5) 地方債同意等基準（運用要綱）について

地方債同意等基準（総務省告示）

総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの。

地方債同意等基準において示されている主な事項

- 地方債同意等基準の策定方針
- 地方債協議等のスケジュール
- 協議団体に係る同意基準（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
- 事業区分ごとの対象事業
- 許可団体に係る許可基準
- 財政再生団体に係る許可基準

地方債同意等基準運用要綱（総務副大臣通知）

同意等基準に基づく手続のうち協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定しているもの。

1. 地方債制度について

2. 機関の概要等

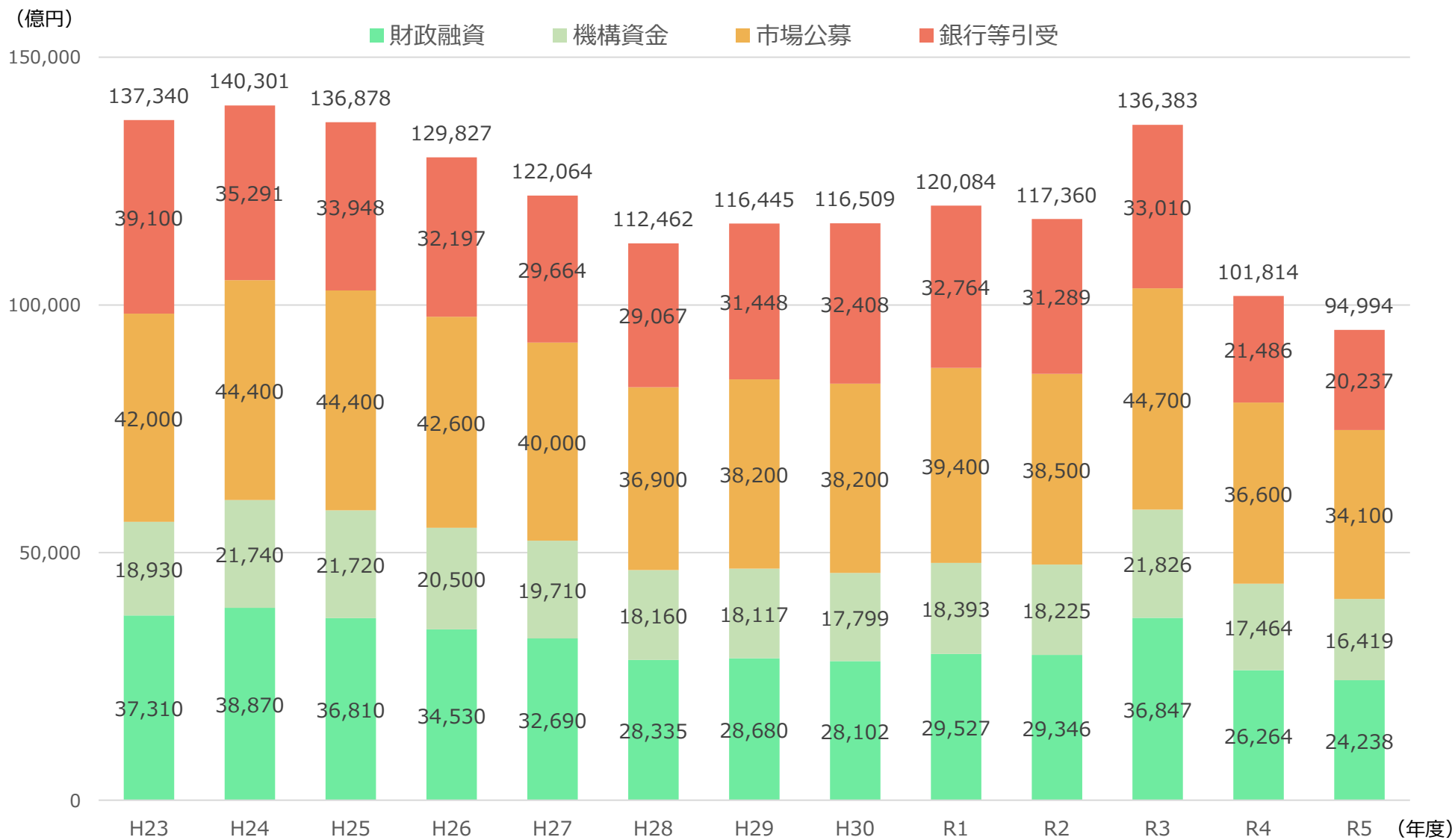
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

3. 令和6年度要求の概要

4. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

5. データ利活用に関する規程の策定

2-1 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



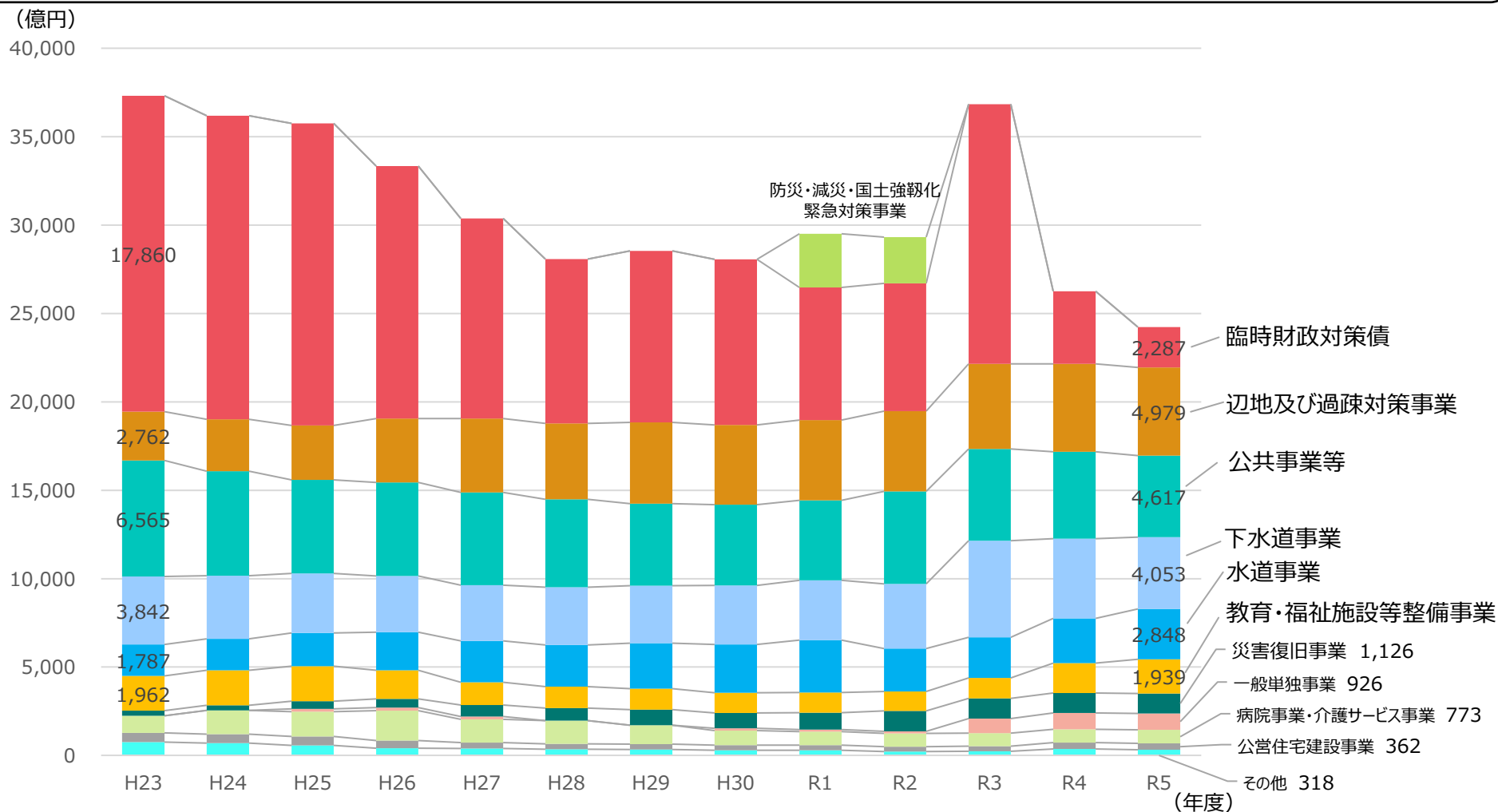
(注) 平成24年度から令和5年度は、「東日本大震災分」を含む。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

2-2 財政融資資金の事業別計画額の推移

○ 財政融資資金の規模は、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえて臨時財政対策債等が増加したが、令和4年度以降は折半対象財源不足（注）の解消により臨時財政対策債の発行が抑制され、再び減少傾向に。

（注） 地方交付税の法定率分等で不足する財源。不足する場合は、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により折半で負担。

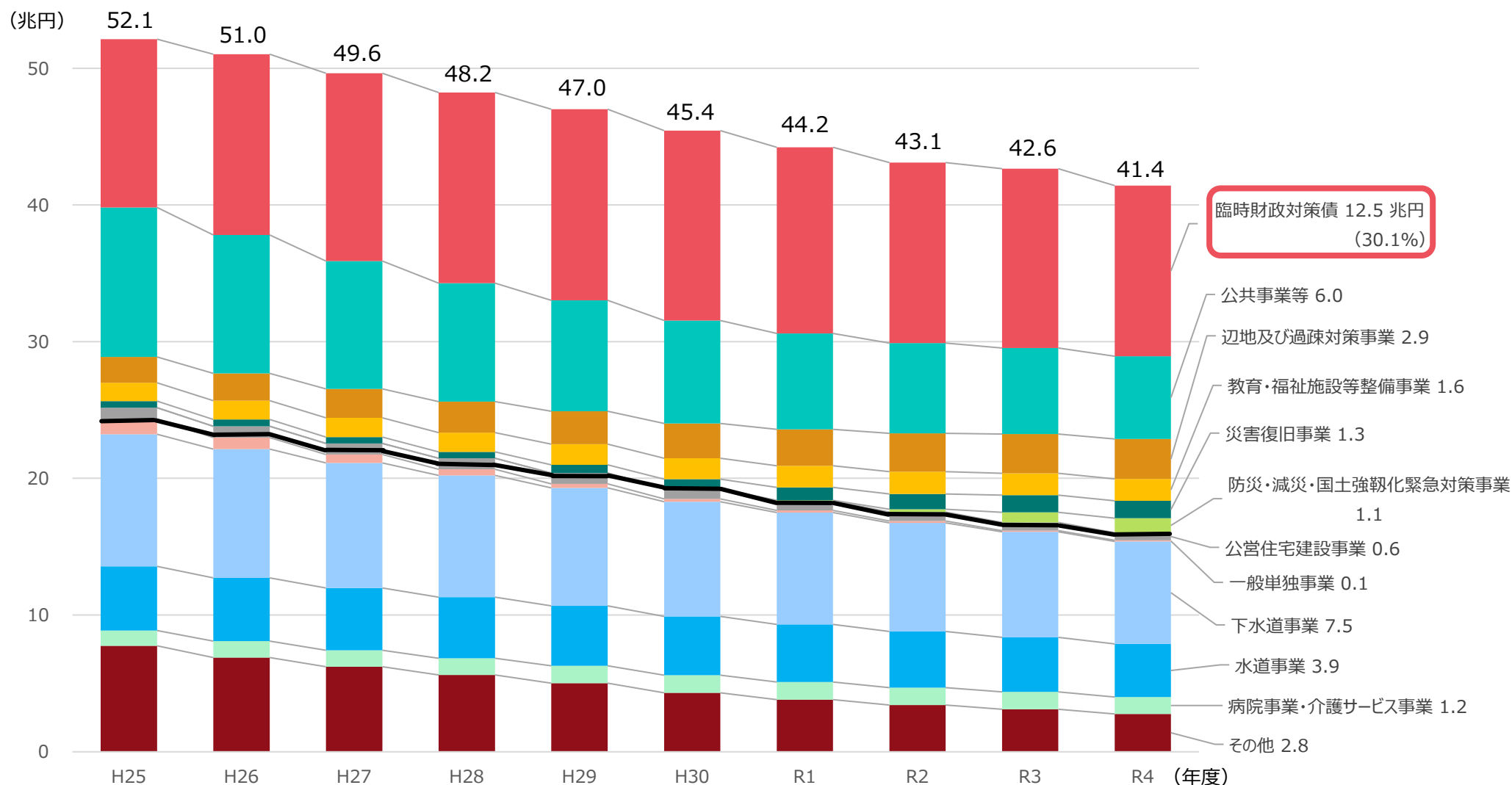


（注） 平成24年度から令和5年度は、「東日本大震災分」を除く。

（出典） 各年度「地方債計画(当初)」

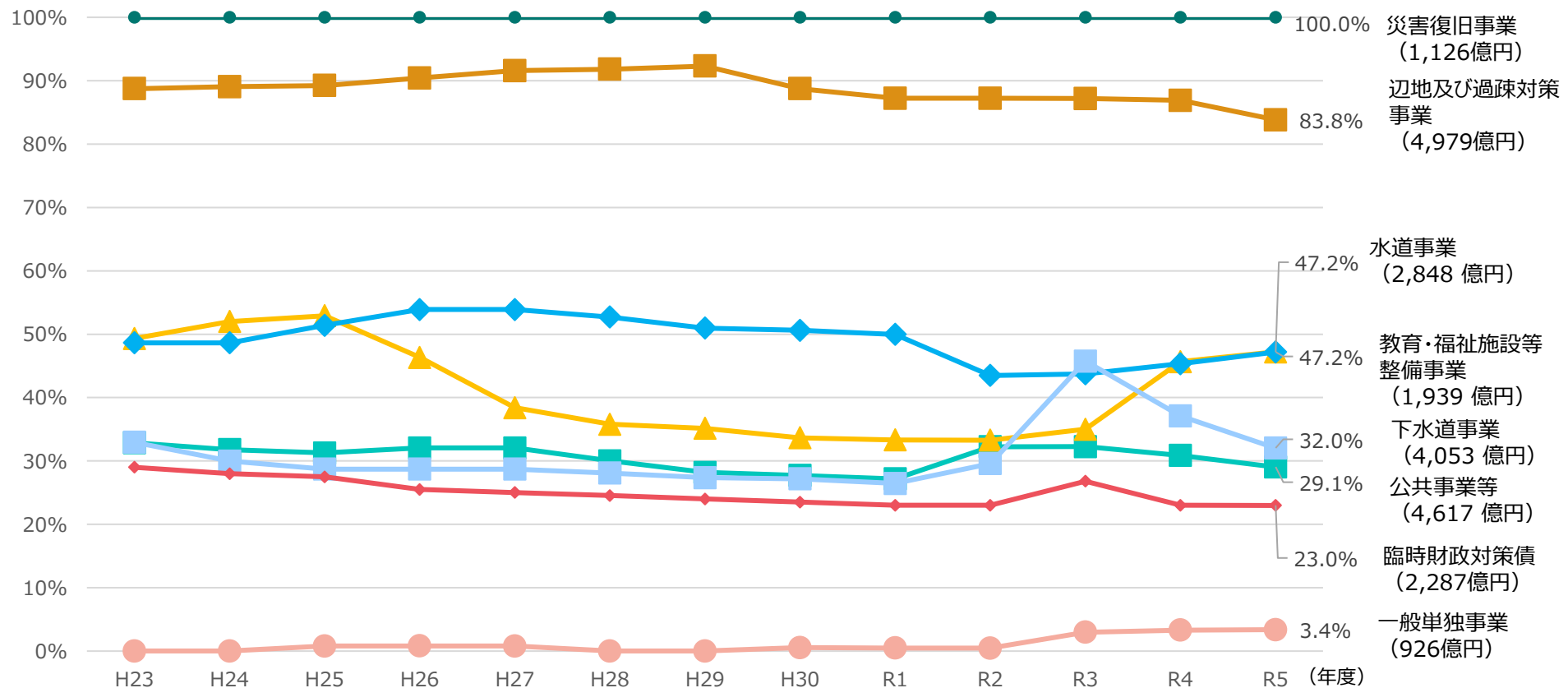
2-3 事業区分ごとの財政融資資金現在高の推移

○ 財政融資資金残高ベースで見ると、臨時財政対策債は残高の3割以上を占め、依然として一番高いシェアを占めている。



2-4 事業区分ごとの財政融資資金による引受割合の推移

- 財政融資資金は、災害復旧事業や辺地及び過疎対策事業の大半を引き受けている。
- 国の政策と密接に関係のある分野（教育・福祉施設等整備、上下水道等）については、地方公共団体の時々のニーズに柔軟に対応しており、足下は、教育・福祉施設等整備事業の引受割合が増加。
- 臨時財政対策債の引受割合は、新型コロナウイルス感染症による影響に対応した令和3年度を除き、減少傾向にある。



(注) () 内の数字は、令和5年度当初計画額。「東日本大震災分」を除く。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

2-5 地方公共団体向け財政融資の基本的考え方

- 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」等に基づき、引き続き、地方公共団体の課題やニーズを踏まえて対応していくべきではないか。
- 実地監査や財務状況把握により、財政融資資金の償還確実性を確認するとともに、地方公共団体に対して、財務健全化や課題解決に向けた取組を支援する役割を積極的に果たすべきではないか。
その際、地方公共団体の資金繰りに関して、深度ある分析に向け、財務総研等とも連携し学術的な成果も参考としていくべきではないか。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）（抄）

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第38条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を經理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

- 2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第7条第1項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。
※第7条第1項…公営企業金融公庫

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月 財政投融资分科会）

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

- ① 国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく。
- ② 更に、国の政策と密接な関係のある分野（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）に対して、引き続き対応していく。
- ③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討する。

その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する。

(参考1) 令和4年度における地方公共団体に対する実地監査の実施状況

【実地監査の概要】

- 全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、貸付先である地方公共団体に対して、地方公営企業の経営状況及び貸付資金の使用状況並びに事業の成果等を確認。
- 地方公営企業の経営状況の確認に重点を置いて実施。
- 地方公営企業の課題解決に向けた取組を支援するため、監査において把握した経営課題に対し、アドバイスを実施。

○ 公営企業の経営状況に関する実施状況

区分	企業数	財政融資資金残高	監査実施企業数(割合)	監査先残高
上水道	1,220	31,821億円	89 (7.3%)	2,793億円
下水道	2,786	74,147億円	183 (6.6%)	10,472億円
合計	4,006	105,968億円	272 (6.8%)	13,265億円

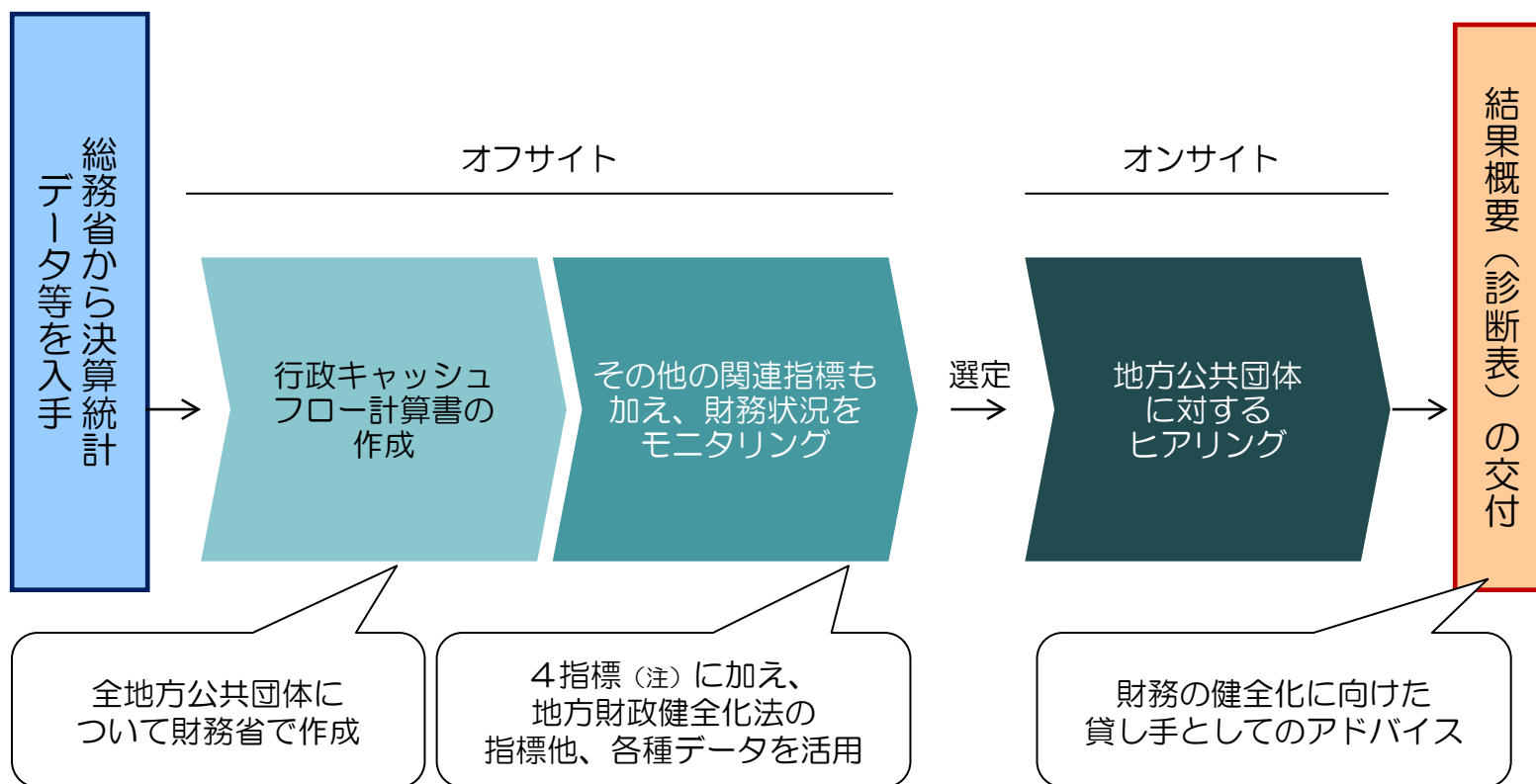
【注】本表は、全公営企業8,045先（総務省「令和3年度地方公営企業年鑑」）のうち、令和3年度末に財政融資貸付残高を有する上水道事業及び下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設）について掲載

○ 貸付資金の使用状況等に関する実施状況

団体数	財政融資資金残高	監査実施団体数(割合)	監査先残高
2,325	426,434億円	168 (7.2%)	32,789億円

(参考 2) 財務状況把握の流れ

- 財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況(債務償還能力と資金繰り状況)を把握するものであり、また、結果概要(診断表)の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス(情報提供等)や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っている。



(注) 4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づきストック面を重視して算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」及び「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいう。

(参考3) 2022年度財務状況把握の結果の概要 (市区町村)

- 財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実施。2022年度は2020年度決算をベースに、全市区町村1,741団体のうち164団体に対しヒアリングを行った(2021年度162団体)。
- 地方公共団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認したところ、以下のとおり。

＜ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況＞

ヒアリング 団体数	診断基準に該当する団体数			診断基準に 該当していない団体数
	債務高水準	積立低水準	収支低水準	
164	16(※)	1	13	148

※ 複数の診断基準に該当する団体があることから、計において一致しない。

- 診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

財務上の留意点	主な事例
①債務高水準	・ 地下鉄事業の財源として起債した企業債の償還のために地方債を発行した。
②積立低水準	・ 新型コロナウイルス感染症対策事業等の事業費に充当するため、基金の取り崩しを行った。 ・ 道路や学校施設の整備に係る事業費に充当するため、基金の取り崩しを行った。
③収支低水準	・ 児童福祉費・社会福祉費等の扶助費が増加したことにより、収支が悪化した。 ・ 高齢化の進展に伴い後期高齢者医療特別会計等への繰出金が増加し、収支が悪化した。

1. 地方債制度について

2. 機関の概要等

～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～

3. 令和6年度要求の概要

4. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について

5. データ利活用に関する規程の策定

3 令和6年度要求の概要

令和6年度要求

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 当初計画額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		92,101	94,981	△2,880
(財源)	財政投融资	23,566	24,228	△662
	財政融資	23,566	24,228	△662
	自己資金等	68,535	70,753	△2,218
	地方公共団体金融機構	16,036	16,416	△380
	市場公募	32,454	34,100	△1,646
	銀行等引受	20,045	20,237	△192

(注) 額については、令和6年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和5年度計画額及び令和6年度要求額は、令和5年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和6年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和5年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は94,994億円及び24,238億円である。

(参考1) これまでの地方公共団体向け財政投融资要求の経緯

(単位：億円)

	要求		決定	
	地方債計画(案)額	うち財政融資資金	地方債計画額	うち財政融資資金
平成23年度	154,583	42,200	137,340	37,310
平成24年度	140,832	38,400	135,396	36,188
平成25年度	134,554	36,000	133,708	35,759
平成26年度	133,923	35,900	128,301	33,333
平成27年度	128,027	33,300	119,242	30,381
平成28年度	115,822	29,500	112,082	28,076
平成29年度	121,366	30,300	116,257	28,545
平成30年度	121,479	29,800	116,456	28,066
令和元年度	117,921	28,400	120,056	29,507
令和2年度	121,105	29,748	117,336	29,326
令和3年度	154,004	42,494	136,372	36,839
令和4年度	114,324	29,686	101,799	26,252
令和5年度	97,007	25,150	94,981	24,228
令和6年度	92,101	23,566		

(注) 平成24年度から令和6年度は、「東日本大震災分」を除いた額を計上。

(参考) 財政融資資金の実行状況(資金年度ベース)

(単位：億円)

	当初計画	改定	実績
平成23年度	37,310	46,410	36,735
平成24年度	38,870	44,738	39,085
平成25年度	36,810	42,577	36,635
平成26年度	34,530	36,620	32,766
平成27年度	32,690	35,248	30,901
平成28年度	28,335	36,443	31,317
平成29年度	28,680	32,407	28,715
平成30年度	28,102	34,560	30,415
令和元年度	29,527	36,185	30,467
令和2年度	29,346	43,350	33,399
令和3年度	36,847	44,587	35,478
令和4年度	26,264	33,909	31,417

(注) 1 平成24年度から令和4年度は、「東日本大震災分」を含めた額を計上。

2 令和4年度の実績は、翌年度繰越額を含めた額を計上。

(参考2) 令和6年度地方債計画(案)

【通常収支分】 (単位: 億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(案)(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,889	0	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,089	1,089	0	0.0
4 災害復旧事業	1,126	1,126	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	4,108	4,108	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,682	1,682	0	0.0
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	981	0	0.0
(4) 一般補助施設等	541	541	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
6 一般単独事業	27,387	27,387	0	0.0
(1) 一般	2,485	2,485	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	4,800	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
7 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,940	0	0.0
(1) 辺地対策	540	540	0	0.0
(2) 過疎対策	5,400	5,400	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調	100	100	0	0.0
計	56,684	56,684	0	0.0

【通常収支分】 (単位: 億円、%)

項 目	令和6年度 計画額(案)(A)	令和5年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
二 公営企業債				
1 水道事業	6,035	6,035	0	0.0
2 工業用水道事業	297	297	0	0.0
3 交通事業	1,719	1,719	0	0.0
4 電気事業・ガス事業	333	333	0	0.0
5 港湾整備事業	619	619	0	0.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,598	0	0.0
7 市場事業・と畜場事業	287	287	0	0.0
8 地域開発事業	919	919	0	0.0
9 下水道事業	12,649	12,649	0	0.0
10 観光その他事業	95	95	0	0.0
計	27,551	27,551	0	0.0
三 臨時財政対策債	7,066	9,946	△ 2,880	△ 29.0
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(265)	(265)	(0)	(0.0)
総 計	(265)	(265)	(0)	(0.0)
内 普通会計分	92,101	94,981	△ 2,880	△ 3.0
訳 公営企業会計等分	65,283	68,163	△ 2,880	△ 4.2
	26,818	26,818	0	0.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和6年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
 2 地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債等については、「令和6年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。
 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の計上内容については、予算編成過程で必要な検討を行う。
 4 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考3) 令和6年度地方債計画(案)【資金別】

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 計画額(案) (A)	令和5年度 計 画 額 (B)	差 引		増 減 率 (C)/(B)×100
			(A)-(B)	(C)	
公 的 資 金	39,602	40,644	△1,042		△2.6
財 政 融 資 資 金	23,566	24,228	△662		△2.7
地方公共団体金融機構資金	16,036	16,416	△380		△2.3
(国の予算等貸付金)	(265)	(265)	(0)		(0.0)
民 間 等 資 金	52,499	54,337	△1,838		△3.4
市 場 公 募	32,454	34,100	△1,646		△4.8
銀 行 等 引 受	20,045	20,237	△192		△0.9
合 計	92,101	94,981	△2,880		△3.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和6年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆1,554億円(前年度比1,646億円、2.6%減)を見込んでいる。
 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考4) 令和6年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(通常収支分)

区分	R5計画 A	R6仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳入					
地方税等	45.5	46.2	0.7	1.6	「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年7月25日内閣府)による各種指標等を用いて試算
地方税	42.9	43.5	0.6	1.4	
地方譲与税	2.6	2.7	0.1	4.5	
地方特例交付金等	0.2	0.2	△0.0	△4.5	「令和6年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求(案)の詳細」参照
地方交付税	18.4	18.6	0.2	1.1	
国庫支出金	15.0	15.2	0.2	1.5	社会保障関係費等の増
地方債	6.8	6.5	△0.3	△4.2	
うち臨時財政対策債	1.0	0.7	△0.3	△29.0	
その他	6.2	6.2	0.0	0.0	R5年度同額
計	92.0	92.9	0.9	0.9	
うち一般財源	65.1	65.7	0.6	1.0	注)2参照
うち(水準超経費除き)一般財源	62.2	62.8	0.6	1.0	(交付団体ベース)

(単位:兆円)

区分	R5計画 A	R6仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳出					
給与関係経費	19.9	20.3	0.3	1.8	R5人事院勧告(令和5年8月7日)等を反映
退職手当以外	18.8	19.1	0.3	1.9	
退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0	
一般行政経費	42.1	42.8	0.7	1.7	社会保障関係費等の増
補助	24.0	24.4	0.5	2.0	
単独	15.0	15.2	0.2	1.5	会計年度任用職員に対する勤労手当の支給に要する経費等の増
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.3	
デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0	R5年度同額
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.0	
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
単独	6.3	6.3	0.0	0.0	
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0	
公営企業繰出金	2.4	2.4	0.0	0.3	
公債費	11.3	11.0	△0.2	△2.0	
水準超経費	2.9	2.9	0.0	0.0	R5年度同額
計	92.0	92.9	0.9	0.9	
うち一般歳出	76.5	77.6	1.1	1.4	

注)1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和6年度 地方交付税の概算要求(案)の概要」とおりである。

2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。

3 こども・子育て政策の強化に要する経費については、「こども未来戦略方針」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

1. 地方債制度について
2. 機関の概要等
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～
3. 令和6年度要求の概要
4. **編成上の論点 臨時財政対策債への配分について**
5. データ利活用に関する規程の策定

4-1 臨時財政対策債の発行状況及び財政融資の引受割合

- 臨時財政対策債について、財政融資資金が占める割合は一貫して減少させてきたところ、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえ、引受けを拡大。

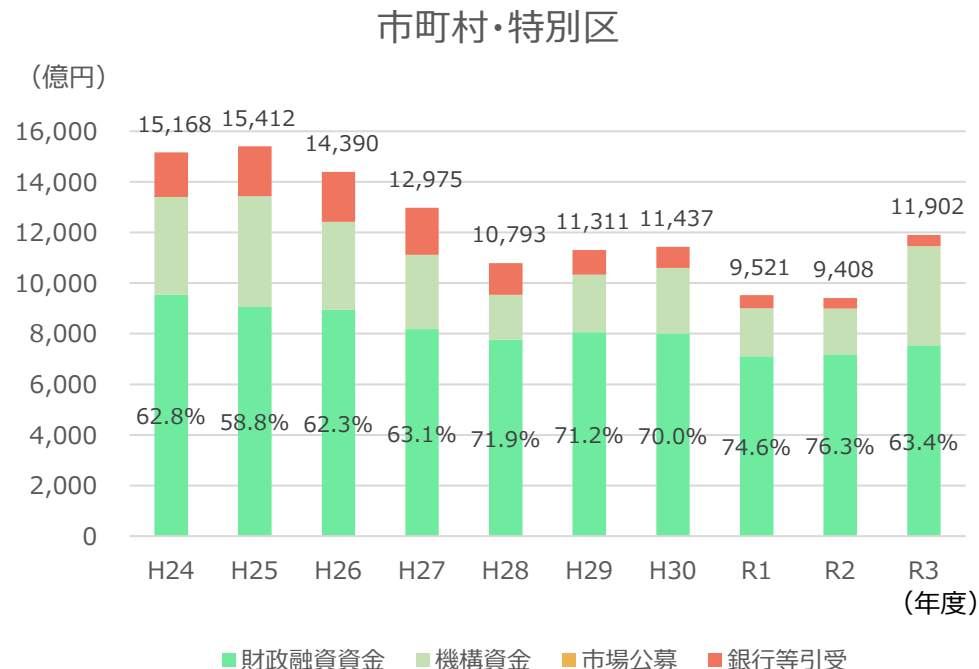
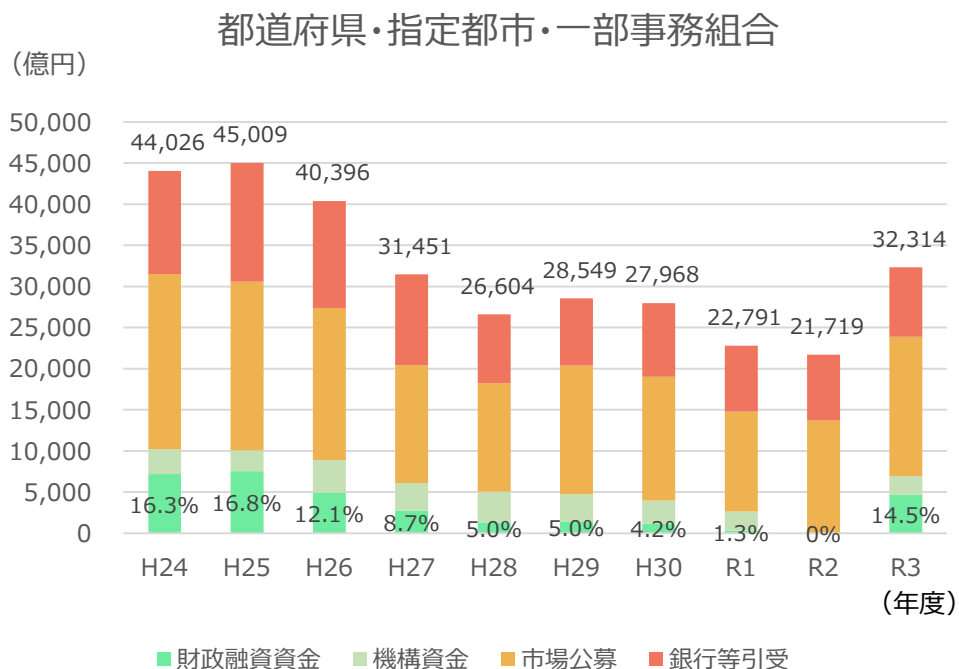
(単位：億円)

	臨時財政対策債（地方債計画額）						
		財政融資		機構資金		民間資金	
		計画額	全体に占める割合	計画額	全体に占める割合	計画額	全体に占める割合
平成23年度	61,593	17,860	29.0%	6,600	10.7%	37,133	60.3%
平成24年度	61,333	17,170	28.0%	7,187	11.7%	36,976	60.3%
平成25年度	62,132	17,086	27.5%	7,271	11.7%	37,775	60.8%
平成26年度	55,952	14,270	25.5%	7,691	13.7%	33,991	60.8%
平成27年度	45,250	11,318	25.0%	6,442	14.2%	27,490	60.8%
平成28年度	37,880	9,299	24.5%	5,568	14.7%	23,013	60.8%
平成29年度	40,452	9,708	24.0%	5,744	14.2%	25,000	61.8%
平成30年度	39,865	9,368	23.5%	5,462	13.7%	25,035	62.8%
令和元年度	32,568	7,491	23.0%	4,299	13.2%	20,778	63.8%
令和2年度	31,398	7,222	23.0%	4,145	13.2%	20,031	63.8%
令和3年度	54,796	14,685	26.8%	7,747	14.1%	32,364	59.1%
令和4年度	17,805	4,095	23.0%	2,350	13.2%	11,360	63.8%
令和5年度	9,946	2,287	23.0%	1,313	13.2%	6,346	63.8%

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

4-2 臨時財政対策債の貸付先別貸付実績の推移

- 臨時財政対策債の資金区分について、都道府県・指定都市・一部事務組合に対する財政融資資金の引受割合は、新型コロナウイルス感染症による影響に対応した令和3年度を除き減少傾向。



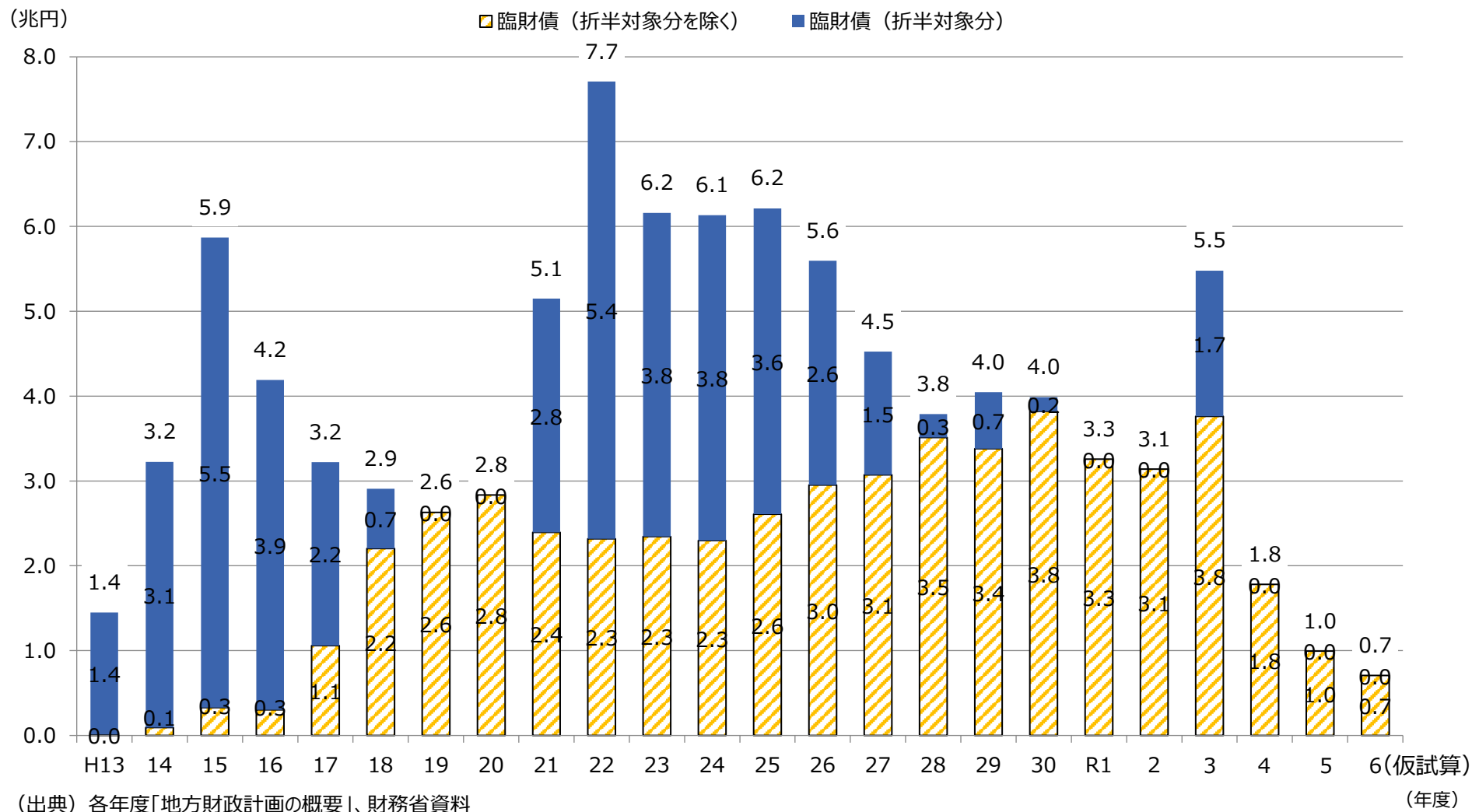
令和5年度地方債同意等基準運用要綱(抜粋)

臨時財政対策債の資金については、市町村(指定都市を除く。)に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとし、財政融資資金を優先的に配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。

(出典) 地方債統計年報

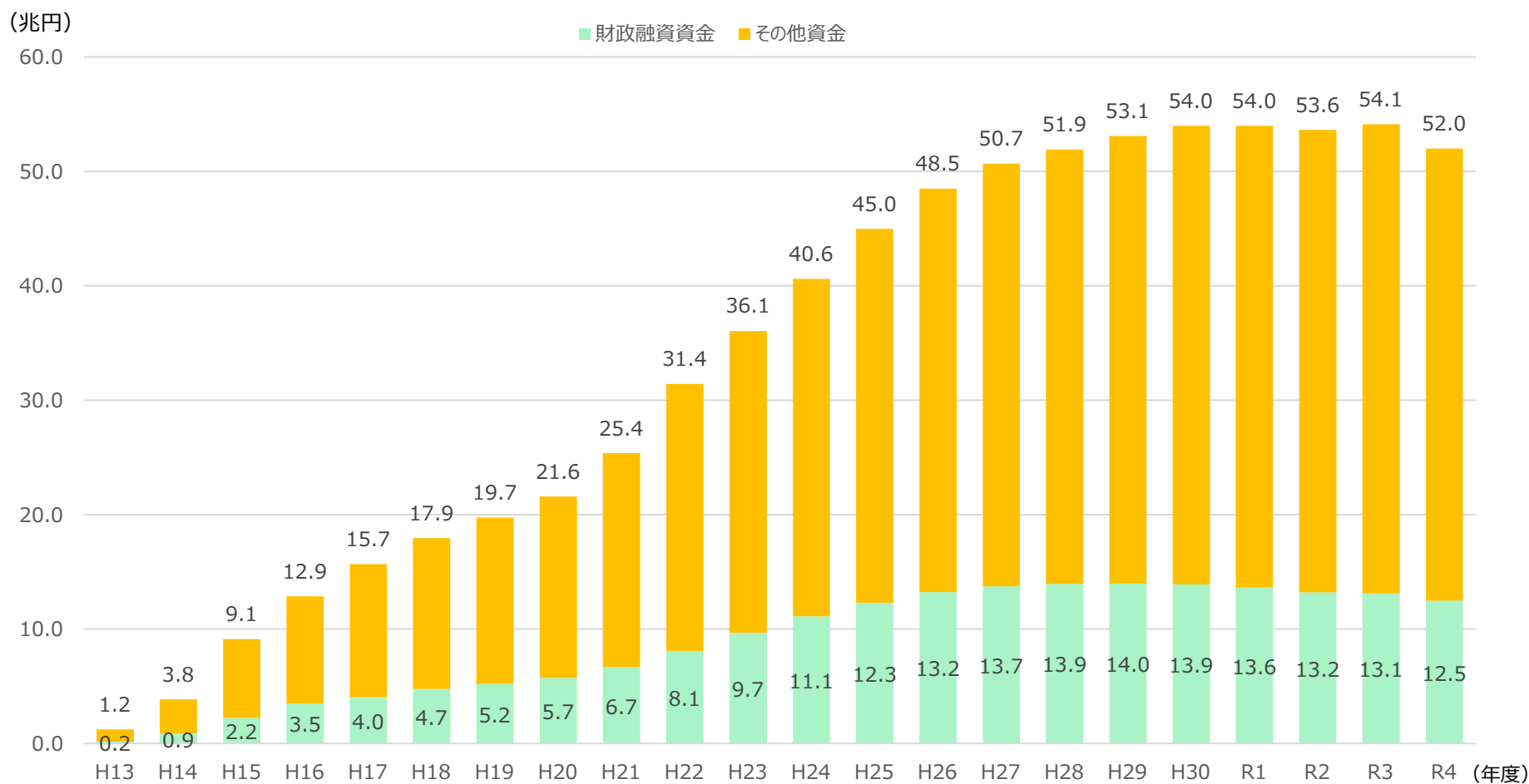
4-3 臨時財政対策債計画額の推移と見通し

○ 令和6年度地方財政収支の仮試算においては、内閣府の年央試算等をもとに税収増が見込まれることから、引き続き折半対象分は無く、また、臨時財政対策債計画額は令和5年度を下回る見込み。



4-4 臨時財政対策債の現在高の推移

- 地方税増収などにより、償還額が新規発行額を上回ったことで、臨時財政対策債の発行残高は、足下、減少。
- 財政融資資金は、各年度のフローにおいて全体に占める割合を抑制してきていることから、残高の推移は、全体に比して若干抑制的な傾向。



(出典) 地方財政統計年報、地方財政計画、財務省資料

(注) 令和4年度現在高については、地方財政計画に基づく見込み。

4-5 論点：臨時財政対策債への配分について

- 臨時財政対策債については、資金調達能力の低い地方公共団体に対して柔軟に対応しつつ、赤字補填の性格を有することを踏まえ、引き続き抑制的に配分することを基本とすべきではないか。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」

(平成26年6月 財政投融资分科会)

臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることに変わりはなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

(平成21年7月 財政投融资に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違いはないため、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべきと考えられる。

「財政投融资改革の総点検について」

(平成16年12月 財政投融资分科会)

地方公共団体への公的資金(政府資金及び公営企業金融公庫資金)の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。具体的には、地方公共団体の資金調達力及び資金用途を踏まえた重点化が重要である。なお、赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融资の対象として相応しくない面があるものと考えられる。地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。

1. 地方債制度について
2. 機関の概要等
～地方公共団体向け財政融資の現状と基本的考え方～
3. 令和6年度要求の概要
4. 編成上の論点 臨時財政対策債への配分について
5. **データ利活用に関する規程の策定**

5-1 データ利活用に関する規程の策定

- 政府の方針において、行政機関の保有するデータの利活用が求められているところ。
- 今般、財務状況把握及び公営企業実地監査の基礎資料として理財局が保有するデータについて、「利用規程」を策定（令和5年9月15日施行）。

行政CF計算書データ及び公営企業監査シート作成用データの利活用に関する利用規程

第1 総則

1 目的

「行政CF計算書データ及び公営企業監査シート作成用データの利活用に関する利用規程」（以下、「本規程」という。）は、財務省理財局（以下、「理財局」という。）が保有する行政CF計算書データ及び公営企業監査シート作成用データ（以下、「行政CF計算書データ等」という。）を用いた研究の実施に当たり、事務処理方法等を明確にすることで、関連する事務を適切に処理することを目的とする。

2 定義

(1) 行政CF計算書データ

本規程において「行政CF計算書データ」とは、理財局において、地方公共団体の財務状況把握のための基礎資料として、地方決算統計等を基に業者へ委託して計算させている電子データをいう。

(2) 公営企業監査シート作成用データ

本規程において「公営企業監査シート作成用データ」とは、理財局において、地方公営企業の監査のための基礎資料として、地方公営企業決算状況調査等を基に業者へ委託して計算させている水道事業、下水道事業、病院事業に関する電子データをいう。

5-2 データ活用検討中の研究テーマ（下水道事業の資金繰りの研究（仮））

- 下水道事業（汚水処理分）は独立採算が基本だが、経営状態が悪く、一般会計等からの繰入により、資金繰りを賄っている事業者が多い。

※ 一般会計等から公営企業に繰り入れられるもの（他会計繰入金）のうち、総務省が定める「繰出基準」に基づき繰り入れられた額を「基準内繰入金」といい、基準額を超えて繰り入れられた額及び基準以外に繰り入れられた額を「基準外繰入金」という。

- データ利活用の規程を活用し、下水道事業に係る「公営企業監査シート」のパネルデータ(対象期間：2013年～2021年)を用いて、経営状況や資金繰りの動向について、財務総研と連携し研究を行う予定。

- 対象期間中、法非適用から法適用に移行した事業者が多数存在。よって、対象事業者を3つにグループ分けして分析。

グループ1：9年間（2013年～2021年）を通じ法適用

グループ2：9年間を通じ法非適用

グループ3：9年間のいずれかの年で、法非適用から法適用に移行

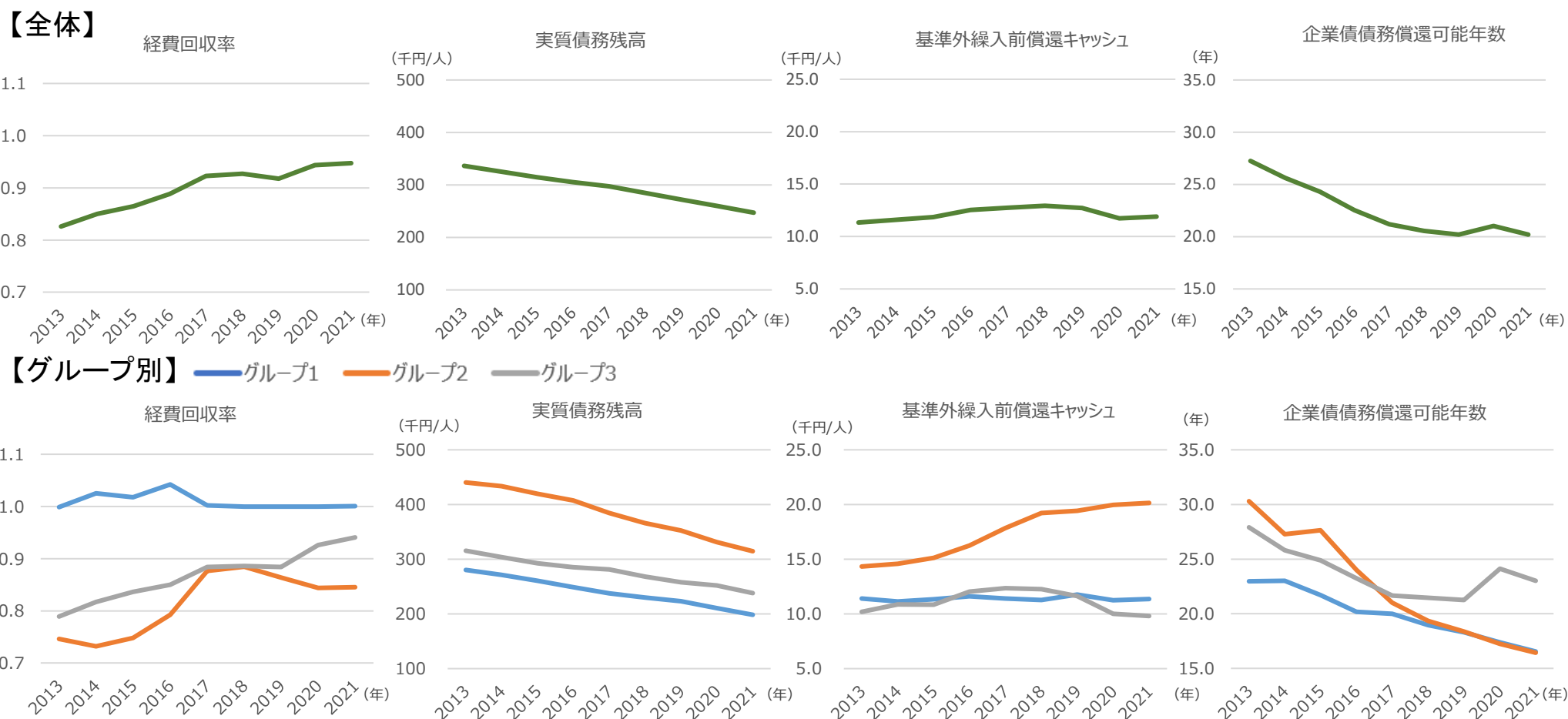
※地方公営企業法の規定を適用し、公営企業会計（複式簿記）を適用している事業を「法適用事業」、地方公営企業法の規定を適用せず、官公庁会計（単式簿記）を採用している事業を「法非適用事業」という。

	グループ1	グループ2	グループ3	移行団体数
2013	235	218	607	
2014	236	227	614	26
2015	236	237	626	26
2016	234	242	632	41
2017	235	248	643	44
2018	236	246	644	54
2019	237	251	651	134
2020	236	249	645	334
2021	237	246	643	7

- 記述統計を整理したところ、グループごとや法非適用から法適用への移行時等に、特徴的な動きを観察。今後、その要因について本格的な分析を行う。

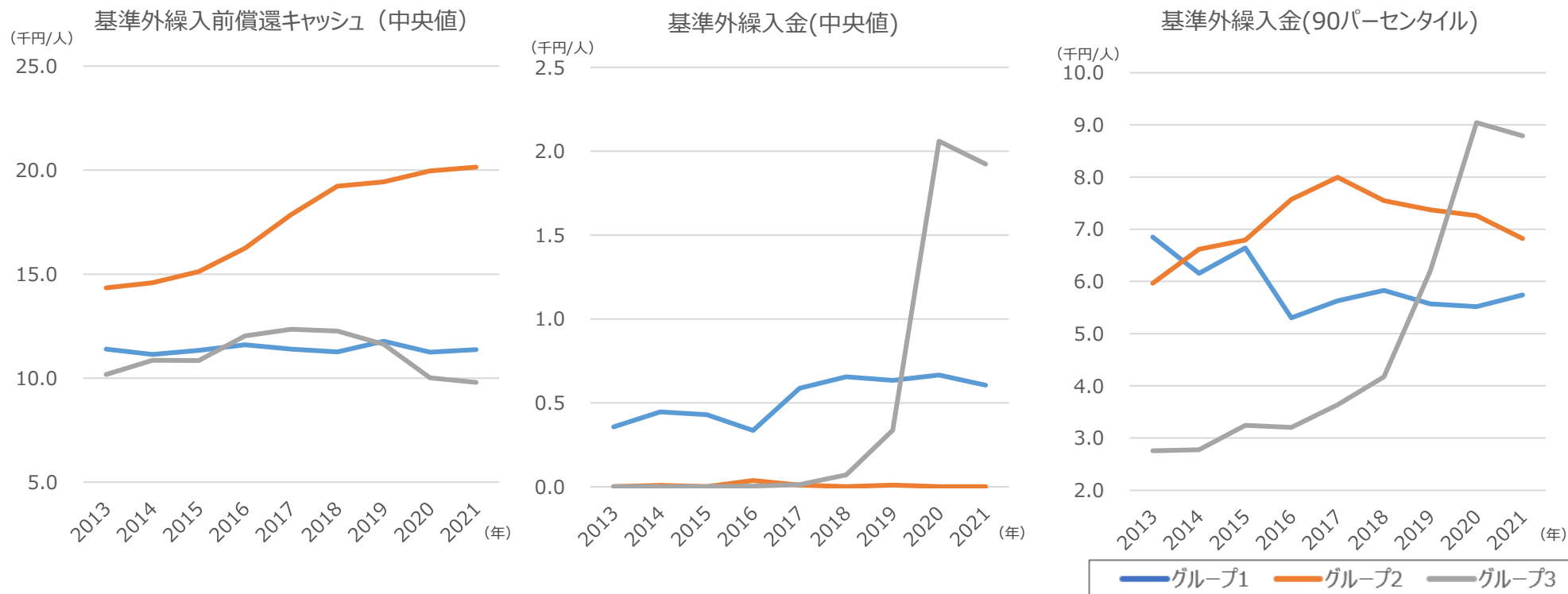
5-3 債務償還能力関連指標の推移

- 【全体】の中央値を見ると、「経費回収率」、「企業債債務償還可能年数」は改善傾向にあり、良い傾向のように見える。
- 他方、【グループ別】に見てみると、各グループによって傾向には、ばらつきがある。
- 特に、グループ1（法適用）に関しては、「経費回収率」、「（基準外繰入前）償還キャッシュ」が概ね横ばいで推移するなか、「実質債務残高」の縮小により「企業債債務償還可能年数」の改善傾向が為されている点には留意が必要ではないか。



5-4 償還キャッシュ状況の分析

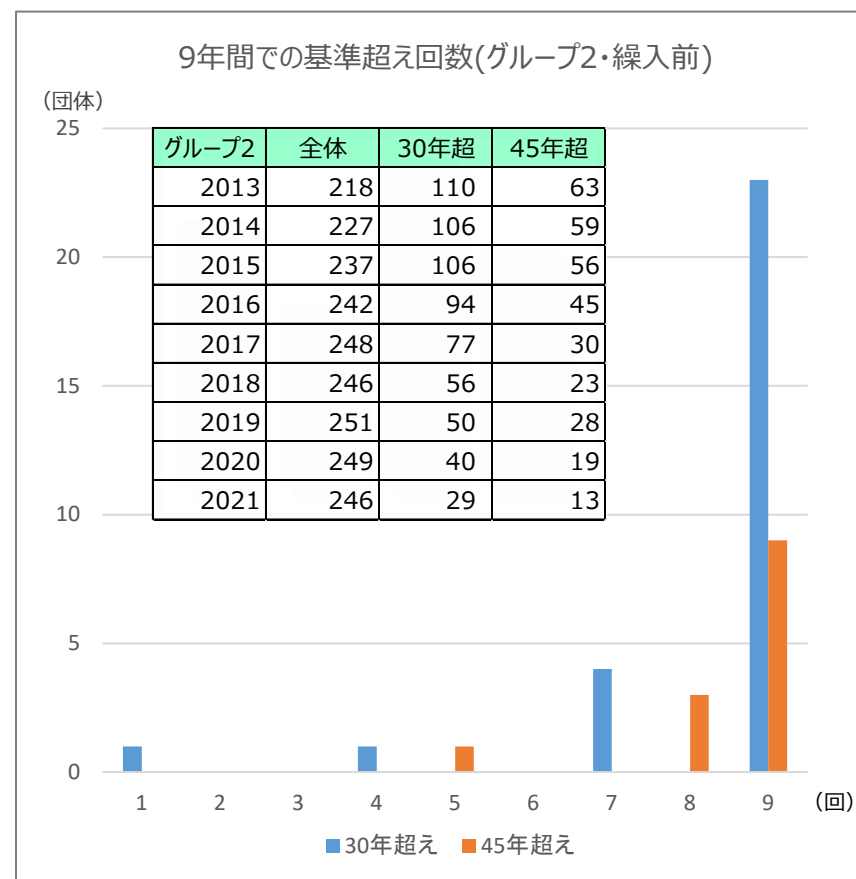
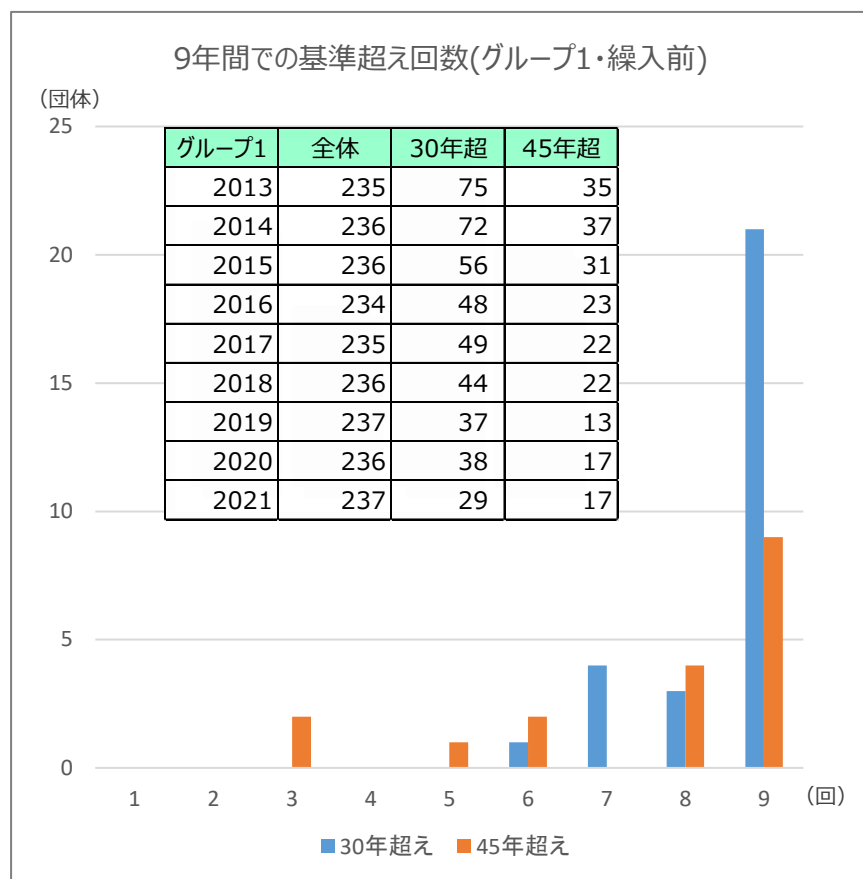
- グループ1(法適用)は、グループ2(法非適用)より償還キャッシュの状況が悪い。また、グループ3は、法適用への移行のピーク時(2020年)に償還キャッシュの状況が悪化する。(左図)
- グループ3は、移行のピーク時の償還キャッシュの状況の悪化を補うように、2020年に基準外繰入金が増加する。グループ1は基準外繰入をすることにより償還キャッシュの状況の悪さを補っている。(中図)
- ただし、グループ2は、グループ1より、経費回収率が悪いいため、各グループの基準外繰入額の上位90パーセンタイル値を取ると、中央値と逆転する。(右図)
(→ 償還キャッシュの状況は、各事業者の経費回収率、法適用/法非適用かによって影響を受ける模様。後者の要因分析については、今後の研究課題。)



(注) 基準外繰入金は、今回、収益勘定繰入金にかかるもののみを対象としており、資本勘定繰入金にかかるものなどは含んでいない。

5-5 企業債債務償還可能年数が30年超・45年超の事業者の分析

- 企業債債務償還可能年数が、30年超の事業者及び45年超の事業者の数自体は、グループ1（法適用）、グループ2（法非適用）ともに、年を追うごとに低下傾向にある。
- 他方、30年超または45年超の事業者は、改善が見られず、長く30年超または45年超の事業者のまま留まることが多い。（例えば、グループ1で2013年～2021年の9年間、ずっと30年超の事業者数は21団体であり、2021年時点での30年超の29団体の7割強にあたる。）
（→ 長く30年超、45年超に留まる事業者と、そうでない事業者の違いの要因分析については、今後の研究課題。）



(参考1) 地方公営企業監査のポイント

公営企業の中長期的な債務償還能力を評価するため、平成26年度から、

- 損益実績だけでなく、キャッシュフローと債務残高を中心とした債務償還能力の分析・評価を行う。
- 今後の施設維持更新を含む収支計画を確認し、経営上の問題点や将来的なリスクについても確認することとしている。

債務償還能力

実質債務残高を償還キャッシュで除して算出した企業債債務償還可能年数により、現時点の債務償還能力を算出。

企業債債務償還可能年数が30年を超えていないか、また、30年を著しく超過（上下水道は45年、病院は35年を超過）していないか確認。

$$\text{企業債債務償還可能年数} = \frac{\text{実質債務残高（企業債残高＋一時借入金－減債積立金）}}{\text{償還キャッシュ（基準外繰入前経常損益＋減価償却費等－長期前受金戻入）}}$$

収支計画

収益見通しや投資見通し、費用の状況、他会計繰入金が適正に計上されているか等を中心に確認。

経営上の問題点 及びリスク

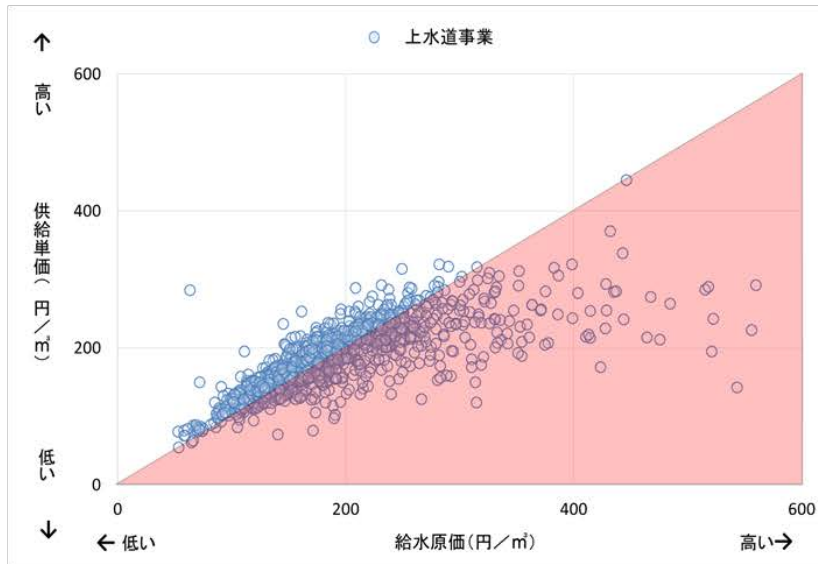
経営環境の背景となる事項、収支構造、損益の推移、償還キャッシュの獲得状況、経営環境の変化への対応、経営改善に対する取組の状況等について確認。

(参考3) 公営企業の経営状況①

○ 上水道、下水道事業の収益(縦軸)・費用(横軸)の構造

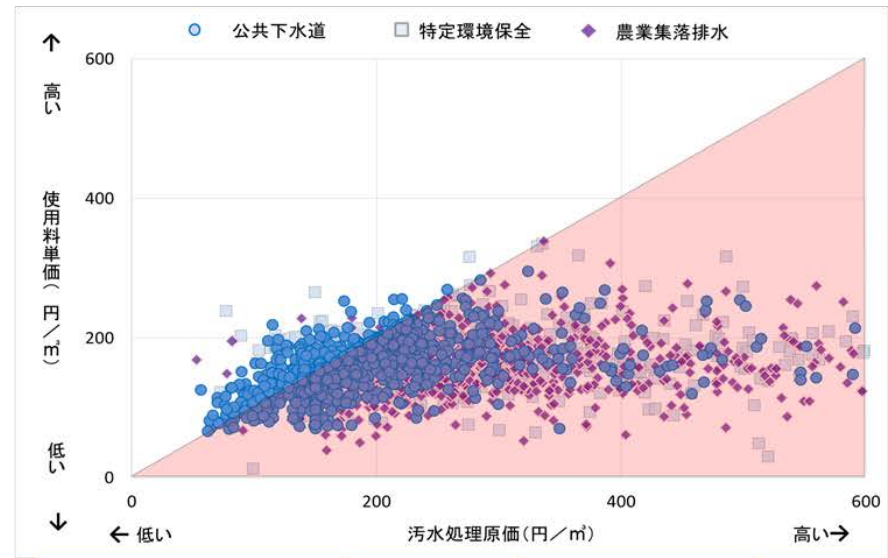
- ・上・下水道事業を単価ベースで比較すると、収支が均衡する線上において、上水道は比較的上位(黒字)に分布。
- ・下水道は施設区分により分布が異なり、①公共下水道の一部は上位(黒字)に分布しており、②特定環境保全及び③農業集落排水の殆どは下位(赤字)に分布。

【上水道事業(料金回収率)】 $\text{料金回収率} = \text{供給単価} / \text{給水原価} \times 100$



	企業数	うち回収率100%未満企業数	割合
上水道	1,269	491	38.7%

【下水道事業(経費回収率(除公費負担))】 $\text{経費回収率} = \text{使用料単価} / \text{汚水処理原価(除公費負担)} \times 100$



	企業数	うち回収率100%未満企業数	割合
①公共下水道	1,174	836	71.2%
②特定環境保全	719	591	82.2%
③農業集落排水	892	832	93.3%

(注) 企業数は平成30年度決算統計を基に作成

(参考4) 公営企業の経営状況②

○ 下水道事業の施設区分別・地方公営企業法適用別の経営状況

- ・下水道事業は管渠整備や処理施設などに多額の投資を要する一方で、見合いの収益が回収できていない企業が過半数を占める状況。
- ・②特定環境保全や③農業集落排水は処理区域内人口に制限があり、人口規模の小さな事業であることから、独立採算が難しい経営環境。

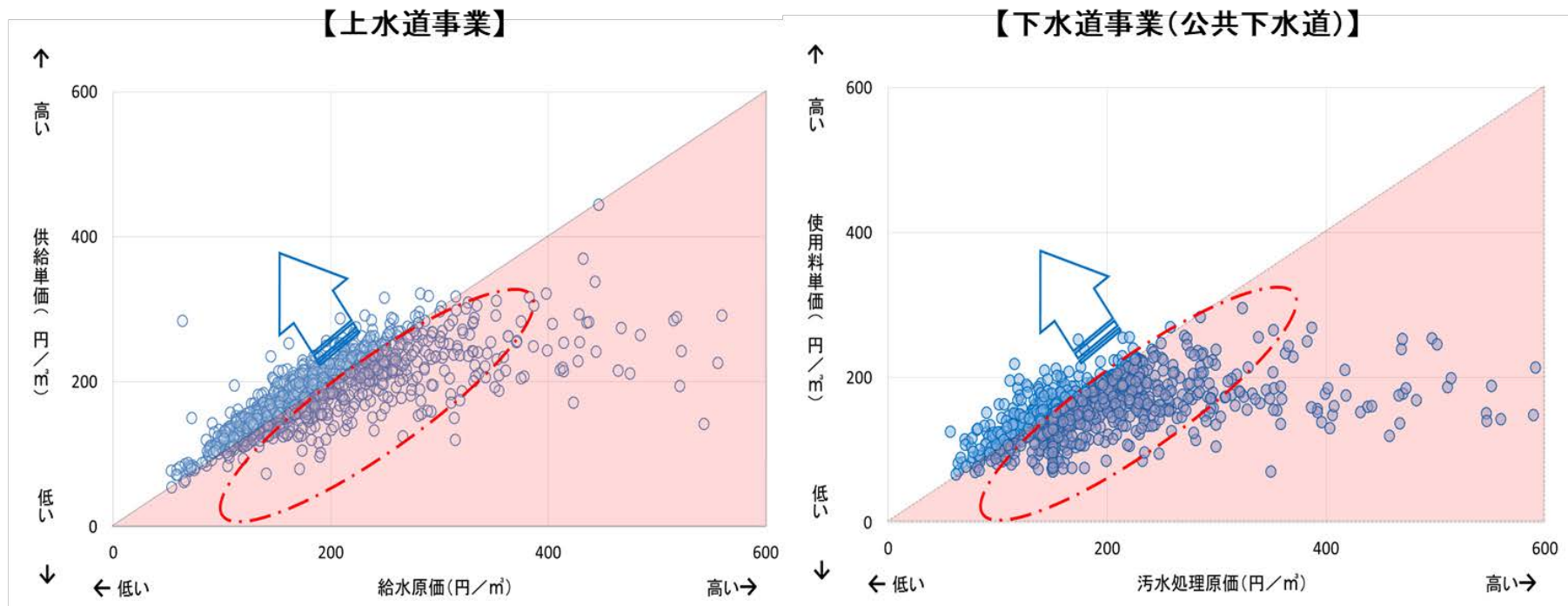
		企業数	うち回収率100% 未済企業数(割合)	平均処理 区域内人口
①公共下水道	(法適用)	431	230(53.4%)	108,025人
	(法非適用)	743	606(81.6%)	29,778人
②特定環境保全	(法適用)	212	143(67.5%)	7,881人
	(法非適用)	507	448(88.4%)	4,027人
③農業集落排水	(法適用)	166	145(87.3%)	5,900人
	(法非適用)	726	687(94.6%)	3,248人

(注) 特定環境保全公共下水道は、主に市街化区域外において処理対象人口が概ね10,000人以下を対象として設置される小規模な下水道。
 農業集落排水施設は、農業振興地域内にある概ね1,000戸以下の農業集落を対象として設置される小規模な汚水・雨水処理施設。
 地方公営企業法の非適用事業については、総務省要請により令和5年度までに法適用企業に移行予定。

(参考5) 公営企業の経営状況③

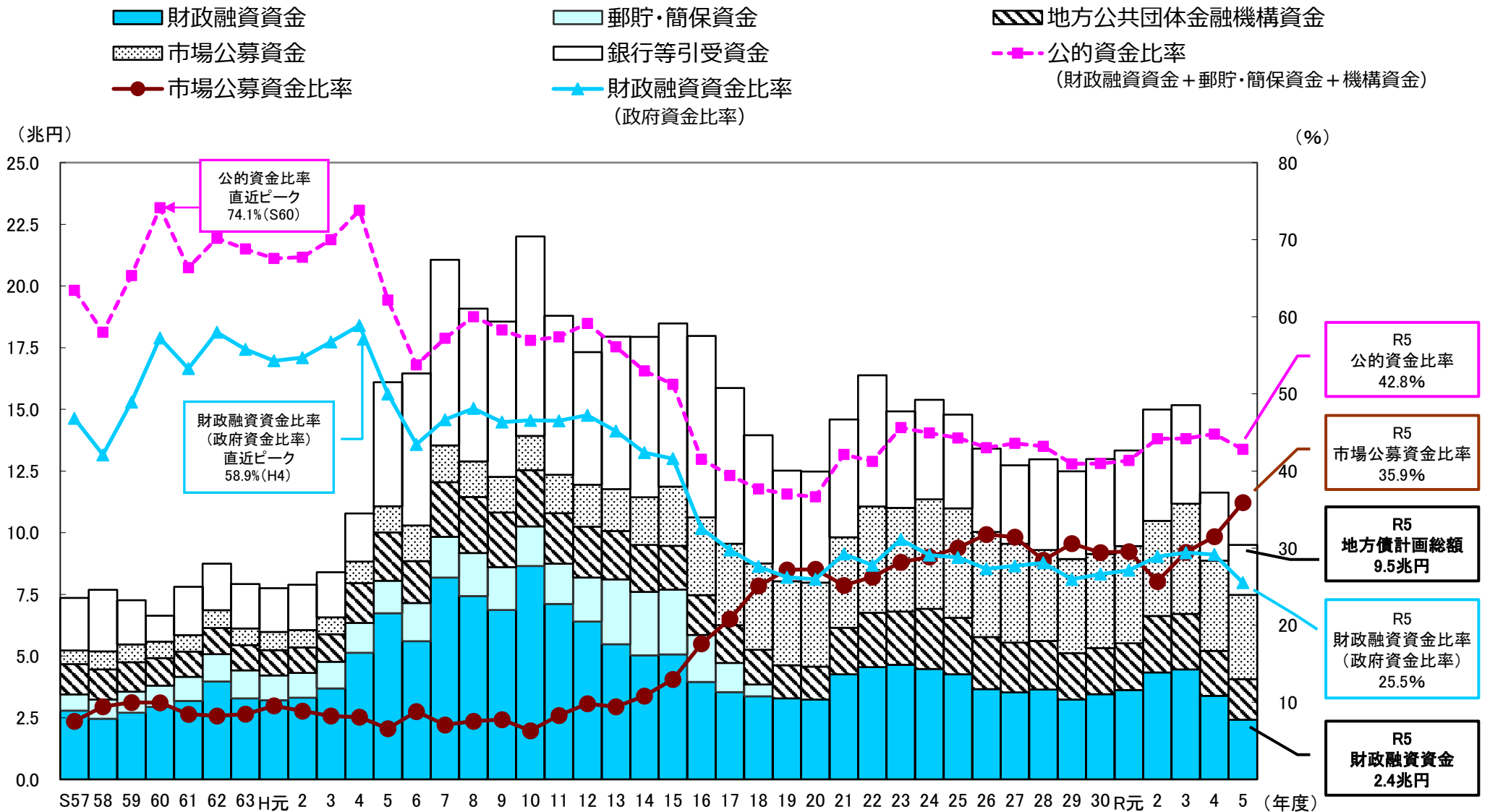
○ 上水道、下水道事業への今後の実地監査

- ・下水道事業のうち、特定環境保全及び農業集落排水は、小規模事業者であり、事業の性質上、団体の一般会計繰入に依存する経営が多い状況。
- ・公共下水道については、広域化や官民連携の取組などで経営改善事例あり。
- ・今後の実地監査では、上水道事業及び公共下水道事業のうち、収支均衡線上の下位付近にある企業を中心に選定。効果的なアドバイス等を実施することで、収支均衡線の上位(黒字)に移行することを地道に継続的に支援。



參考資料

地方債計画と地方公共団体向け財政融資の推移（計画改定後）



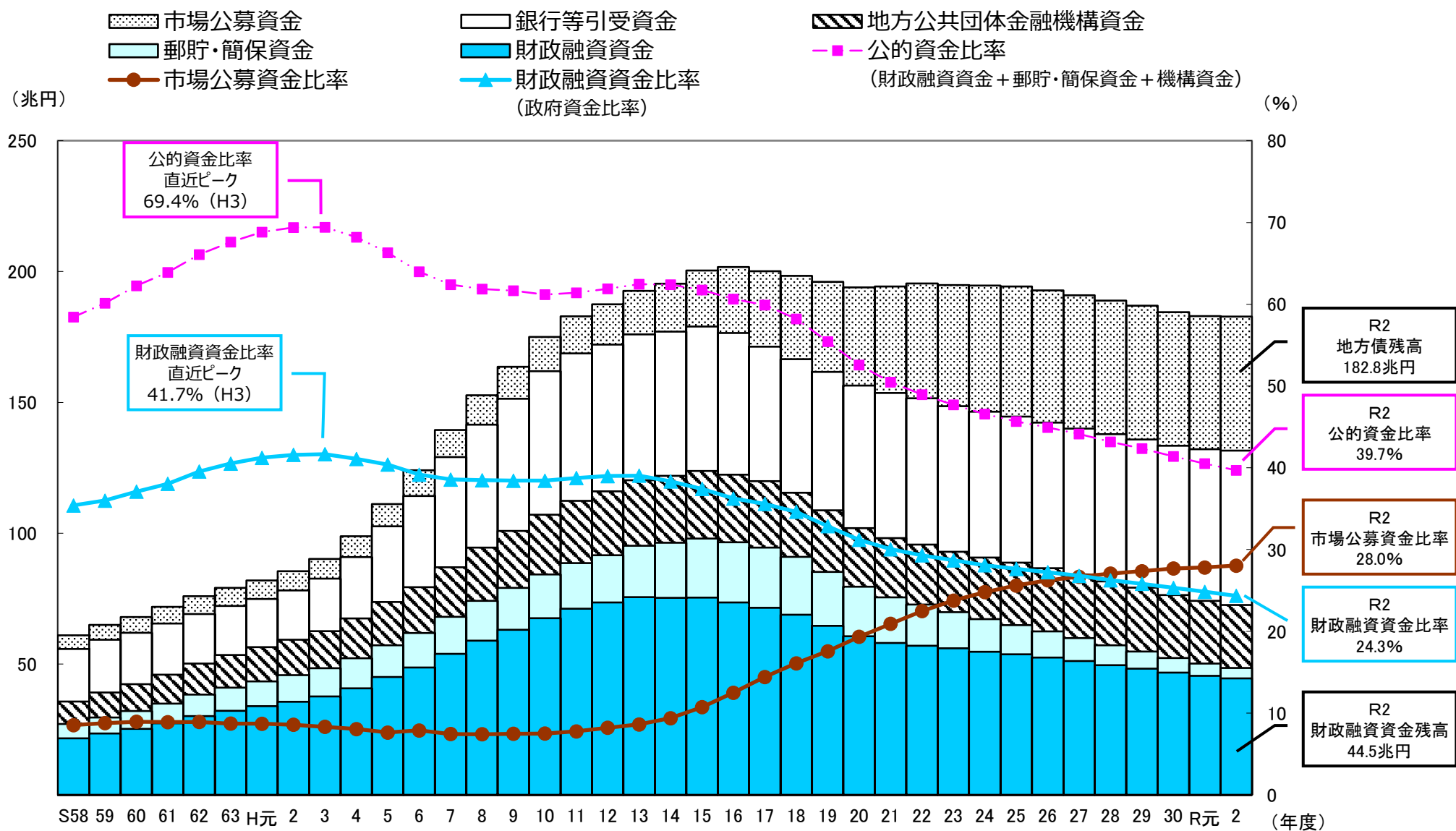
(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和57年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 政府資金については、平成18年度までは財政融資資金の他に郵貯資金及び簡保資金を含む。

(注3) 平成15年度及び平成18～20年度においては、地方債計画を改正していない。

(出典) 各年度「地方債計画」

地方債残高と地方公共団体向け財政融資残高の推移



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和58年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 残高・比率は普通会計及び企業会計に係るものである。

(出典) 各年度「地方債統計年報」

地方債計画における事業別の推移①

(単位：億円)

	H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア
— 一般会計債																		
1 公共事業等	16,389	13.7%	16,601	14.8%	16,443	14.1%	16,476	14.1%	16,627	13.8%	16,195	13.8%	16,098	11.8%	15,905	15.6%	15,889	16.7%
2 防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	6,084	5.1%	4,778	4.1%	-	-	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,126	0.9%	1,141	1.0%	1,130	1.0%	1,130	1.0%	1,140	0.9%	1,110	0.9%	1,103	0.8%	1,090	1.1%	1,089	1.1%
4 災害復旧事業	647	0.5%	711	0.6%	873	0.8%	873	0.7%	955	0.8%	1,148	1.0%	1,141	0.8%	1,127	1.1%	1,126	1.2%
5 教育・福祉施設等整備事業	3,359	2.8%	3,395	3.0%	3,391	2.9%	3,391	2.9%	3,402	2.8%	3,327	2.8%	3,319	2.4%	3,707	3.6%	4,108	4.3%
6 一般単独事業	20,543	17.2%	21,474	19.2%	21,927	18.9%	22,634	19.4%	25,415	21.2%	26,807	22.8%	27,724	20.3%	28,013	27.5%	27,387	28.8%
7 辺地及び過疎対策事業	4,565	3.8%	4,665	4.2%	4,975	4.3%	5,085	4.4%	5,210	4.3%	5,210	4.4%	5,520	4.0%	5,730	5.6%	5,940	6.3%
8 公共用地先行取得等事業	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.4%
9 行政改革推進	1,000	0.8%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.5%	700	0.7%	700	0.7%
10 調整	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%
計	48,074	40.3%	49,132	43.8%	49,884	42.9%	50,734	43.6%	59,978	50.0%	59,720	50.9%	56,050	41.1%	56,717	55.7%	56,684	59.7%

(注) 計画額は「東日本大震災分」を除く。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

地方債計画における事業別の推移②

(単位：億円)

	H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア
二 公営企業債等																		
1 水道事業	4,334	3.6%	4,473	4.0%	5,043	4.3%	5,389	4.6%	5,946	5.0%	5,570	4.7%	5,258	3.9%	5,566	5.5%	6,035	6.4%
2 工業用水道事業	178	0.1%	222	0.2%	247	0.2%	216	0.2%	307	0.3%	338	0.3%	303	0.2%	300	0.3%	297	0.3%
3 交通事業	1,786	1.5%	1,654	1.5%	1,611	1.4%	1,327	1.1%	1,420	1.2%	1,562	1.3%	1,739	1.3%	1,963	1.9%	1,719	1.8%
4 電気事業・ガス事業	164	0.1%	178	0.2%	202	0.2%	225	0.2%	262	0.2%	260	0.2%	195	0.1%	288	0.3%	333	0.4%
5 港湾整備事業	544	0.5%	461	0.4%	509	0.4%	508	0.4%	569	0.5%	555	0.5%	571	0.4%	689	0.7%	619	0.7%
6 病院事業・介護サービス事業	4,116	3.5%	4,434	4.0%	4,614	4.0%	3,822	3.3%	4,005	3.3%	3,599	3.1%	3,637	2.7%	4,193	4.1%	4,598	4.8%
7 市場事業・と畜場事業	2,096	1.8%	458	0.4%	235	0.2%	358	0.3%	362	0.3%	343	0.3%	375	0.3%	379	0.4%	287	0.3%
8 地域開発事業	805	0.7%	699	0.6%	622	0.5%	745	0.6%	912	0.8%	708	0.6%	658	0.5%	840	0.8%	919	1.0%
9 下水道事業	10,981	9.2%	11,597	10.3%	11,904	10.2%	12,298	10.6%	12,773	10.6%	12,383	10.6%	11,934	8.8%	12,181	12.0%	12,649	13.3%
10 観光その他事業	114	0.1%	94	0.1%	134	0.1%	169	0.1%	154	0.1%	100	0.1%	56	0.0%	78	0.1%	95	0.1%
計	25,118	21.1%	24,270	21.7%	25,121	21.6%	25,057	21.5%	26,710	22.2%	25,418	21.7%	24,726	18.1%	26,477	26.0%	27,551	29.0%
三 臨時財政対策債	45,250	37.9%	37,880	33.8%	40,452	34.8%	39,865	34.2%	32,568	27.1%	31,398	26.8%	54,796	40.2%	17,805	17.5%	9,946	10.5%
四 退職手当債	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.6%	800	0.8%	800	0.8%
総計	119,242	100.0%	112,082	100.0%	116,257	100.0%	116,456	100.0%	120,056	100.0%	117,336	100.0%	136,372	100.0%	101,799	100.0%	94,981	100.0%

(注) 計画額は「東日本大震災分」を除く。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

令和5年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）①

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
一 一 般 会 計 債							
1 公 共 事 業 等	15,889	4,972	4,617	355	10,917	8,387	2,530
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,089	483	362	121	606	545	61
3 災 害 復 旧 事 業	1,126	1,126	1,126	0	0	0	0
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,108	2,325	1,939	386	1,783	1,063	720
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,682	1,091	925	166	591	348	243
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	161	72	89	206	139	67
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	981	811	680	131	170	82	88
(4) 一 般 補 助 施 設 等	541	262	262	0	279	120	159
(5) 施 設（一 般 財 源 化 分）	537	0	0	0	537	374	163
5 一 般 単 独 事 業	27,387	6,990	926	6,064	20,397	11,275	9,122
(1) 一 般	2,485	83	0	83	2,402	1,929	473
(2) 地 域 活 性 化	690	85	0	85	605	462	143
(3) 防 災 対 策	871	262	126	136	609	366	243
(4) 地 方 道 路 等	3,221	298	0	298	2,923	2,473	450
(5) 旧 合 併 特 例	4,800	689	0	689	4,111	386	3,725
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,962	1,360
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	1,828	100	1,728	2,492	1,376	1,116
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,281	1,012
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	0	0	0	1,100	741	359
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	360	0	360	540	299	241
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,940	5,935	4,979	956	5	0	5
(1) 辺 地 対 策	540	540	514	26	0	0	0
(2) 過 疎 対 策	5,400	5,395	4,465	930	5	0	5
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345	108	237
8 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700	437	263
9 調 整	100	0	0	0	100	96	4
計	56,684	21,831	13,949	7,882	34,853	21,911	12,942

令和5年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）②

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
二 公 営 企 業 債							
1 水 道 事 業	6,035	4,853	2,848	2,005	1,182	1,034	148
2 工 業 用 水 道 事 業	297	66	0	66	231	13	218
3 交 通 事 業	1,719	394	123	271	1,325	934	391
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333	73	0	73	260	7	253
5 港 湾 整 備 事 業	619	218	195	23	401	135	266
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598	2,041	773	1,268	2,557	650	1,907
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	287	21	0	21	266	198	68
8 地 域 開 発 事 業	919	0	0	0	919	442	477
9 下 水 道 事 業	12,649	7,542	4,053	3,489	5,107	2,994	2,113
10 観 光 そ の 他 事 業	95	5	0	5	90	30	60
計	27,551	15,213	7,992	7,221	12,338	6,437	5,901
合 計	84,235	37,044	21,941	15,103	47,191	28,348	18,843
三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	3,600	2,287	1,313	6,346	5,683	663
四 退 職 手 当 債	800	0	0	0	800	69	731
総 計	94,981	40,644	24,228	16,416	54,337	34,100	20,237

地方債の事業別償還期限について（令和5年度）

貸付対象事業		財政融資資金		地方公共団体 金融機構資金		
		固定	利率見直し	固定	利率見直し	
一般会計債	公共事業等	25	25	25	25	
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	25	25	-	-	
	公営住宅建設事業	25	25	25	25	
	災害復旧事業	10	10	-	-	
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等	25	25	25	25
		社会福祉施設	25	25	25	25
		一般廃棄物処理	20	20	20	20
		一般補助施設等	25	25	-	-
	一般単独事業	防災対策	30	30	30	30
		緊急防災・減災	-	-	30	30
		公共施設等適正管理	30	30	30	30
		緊急自然災害防止対策	30	30	30	30
	辺地及び過疎対策事業	辺地対策	10	30	30	40
過疎対策		12	30	30	40	
公営企業債	水道事業	40	40	30	40	
	交通事業	40	40	30	40	
	港湾整備事業	40	40	30	40	
	病院・介護サービス事業	30	30	30	30	
	下水道事業	40	40	30	40	
臨時財政対策債		-	20	-	30	

(注1) 当該事業のうち、もっとも長い償還期限について記載。

(注2) 辺地・過疎対策事業のうち、償還期限が30年（利率見直し方式）となるのは、診療施設（病院、診療所、職員宿舎）、飲用水供給施設、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、下水道施設。

(注3) 機構の臨時財政対策債の償還期限について、市町村（指定都市を除く）は20年。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

地域公共交通等勘定(物流出融資(仮))

令和5年10月26日

国土交通省

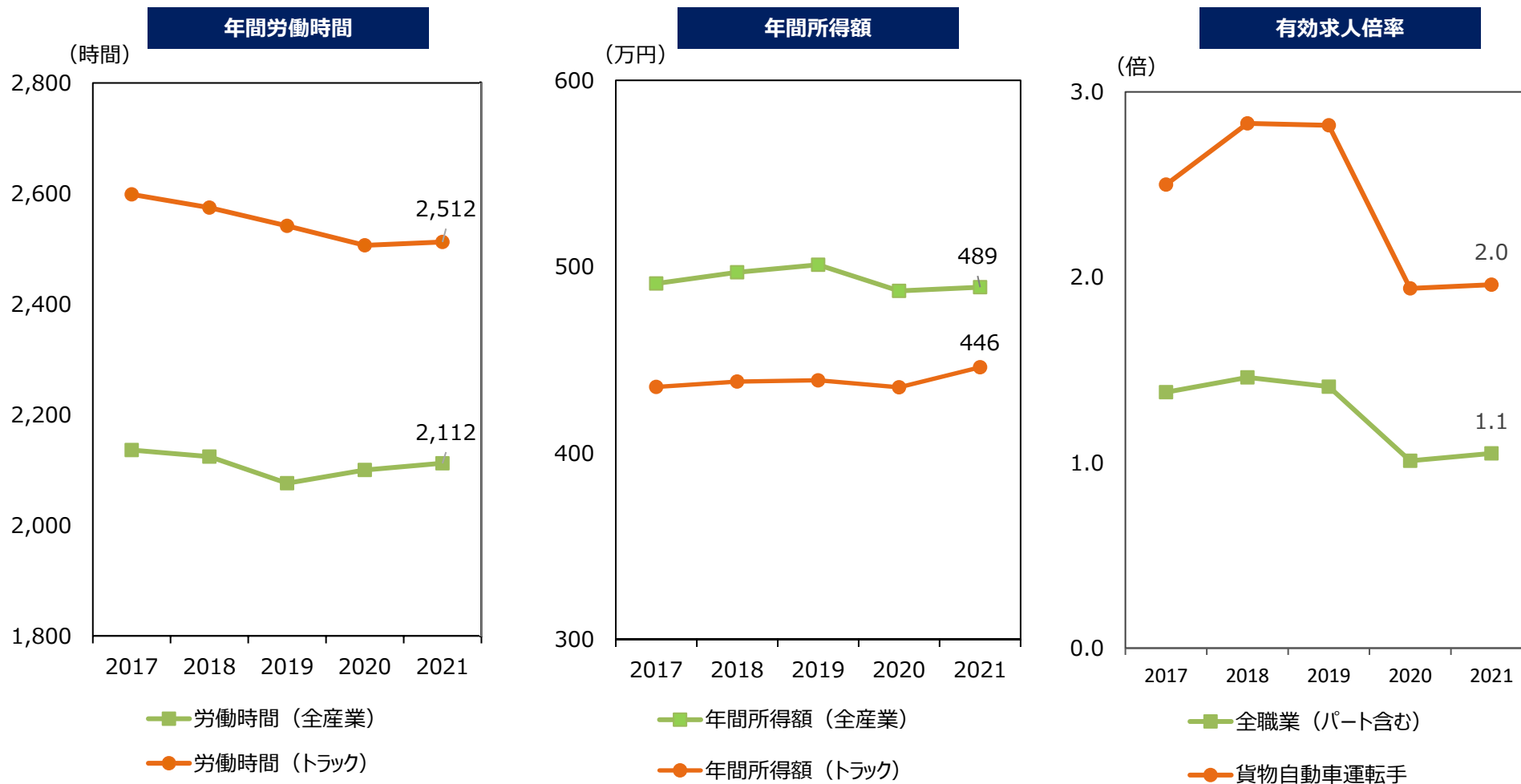
<目 次>

1. 物流の2024年問題
2. 機構の概要と物流総合効率化法の支援枠組み
3. 支援対象となる事業イメージ
4. 審査基準と審査体制

1. **物流の2024年問題**
2. 機構の概要と物流総合効率化法の支援枠組み
3. 支援対象となる事業イメージ
4. 審査基準と審査体制

1-1. 物流の2024年問題－現状

○ トラックドライバーと全産業を比較すると、年間労働時間は約2割長く、年間所得額は5%~10%低く、有効求人倍率は約2倍。 ⇒担い手確保のためにも効率化・労働環境改善が必要



(出典) ①②厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から国土交通省自動車局にて作成、③厚生労働省「一般職業紹介状況」から国土交通省自動車局にて作成

1-2. 物流の2024年問題－規制と試算

- 平成30年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行（平成31年4月）の5年後（令和6年4月）より、**年960時間（休日労働含まず）**の上限規制が適用される。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「**改善基準告示**」（**貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象**）により、拘束時間等が強化される。
- 具体的な対応を行わなかった場合、**2024年度には約14%（4億トン相当）の輸送能力が不足する可能性。**
- その後も対応を行わなかった場合、**2030年度には約34%（9億トン相当）の輸送能力が不足する可能性。**

	現 行	令和6年4月～
時間外労働の上限 (労働基準法)	なし	年960時間
拘束時間 (労働時間+休憩時間) (改善基準告示)	<p>【1日あたり】 原則13時間以内、最大16時間以内。 ※15時間超は1週間2回以内</p> <p>【1ヶ月あたり】 原則、293時間以内。ただし、労使協定により、年3,516時間を超えない範囲内で、320時間まで延長可。</p>	<p>【1日あたり】 ・ 原則13時間以内、最大15時間以内。 ・ 宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間。 ※14時間超は1週間2回以内</p> <p>【1ヶ月あたり】 原則、年3,300時間、284時間以内。ただし、労使協定により、年3,400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。</p>

1-3. 物流の2024年問題－総理発言

○ 第1回 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（令和5年3月31日）

物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しています。物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに働き方改革の法律が適用されるまで、明日でちょうど1年となります。

一方、一人当たりの労働時間が短くなることから、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しております。

これに対応するため、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直しと、物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要です。

このため、物流政策を担う国交省と、荷主を所管する経産省、農水省等の関係省庁で一層緊密に連携して、我が国の物流の革新に向け、政府一丸となって、スピード感を持って対策を講じていく必要があります。

そこで、1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として取りまとめてください。

※官邸HPより作成

1-3. 物流の2024年問題－総理発言

○ 第2回 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（令和5年6月2日）

物流は国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「2024年問題」が喫緊の課題です。これに対応するには、物流をめぐり、荷主・物流事業者・消費者の間で長年定着している構造を改革する必要があります。加えて、即時の対応が必要なため、トラック輸送に関する契約の見直し、荷主企業や物流事業者による「自主行動計画」の策定と着実な実施を促すなど、可能な取組から速やかに進めて下さい。

その上で、荷待ち・荷役時間の削減、多重下請構造の是正、適正な運賃收受や価格転嫁等に向けた「規制的措置」について、次期通常国会での法制化を含め、枠組みを確実に整備して下さい。こうした対応により、荷待ち等の削減、積載効率の向上、モーダルシフトの推進、再配達削減を一体として進め、今回取りまとめた「政策パッケージ」に示した定量目標を着実に達成することで、「2024年問題」の解決を図っていきます。

物流を持続可能なものとするためには、荷主企業、物流事業者、消費者が一体となって、我が国の物流を支えていくことが不可欠です。関係大臣におかれては、そのことについて広く理解を求め、また、定期的に進捗の管理をすることで、「政策パッケージ」の実効性を確かなものとし、我が国の物流の革新に向けて、政府一丸となって、精力的に取り組んでいただくよう、お願いします。

※官邸HPより作成

1-3. 物流の2024年問題－総理発言

○ 第3回 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（令和5年10月6日）

物流は国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「2024年問題」が喫緊の課題です。

先日の車座対話では、「2024年問題」などへの対応や持続可能な物流に向けた、物流を支える事業者の取組みや課題についてお話を伺い、緊急的に取り組むべき対策を具体化するよう指示したところです。

本日、「物流革新緊急パッケージ」として、再配達率の半減に向けて荷主や消費者の行動変容を促す「ポイント還元事業」の実施、鉄道と内航船の輸送量を今後10年程度で倍増し、トラック輸送からのモーダルシフトを進めるためのコンテナ大型化等への支援、物流効率化を図るシステムの導入や施設の自動化、機械化等への支援などの即効性の高い取組を経済対策に盛り込み、速やかに実行に移してまいります。

また、エッセンシャルワーカーであるドライバーの皆さんの賃上げに向け、貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」について、現下の物価動向を反映するとともに、荷待ち・荷役の対価を新たに加算する見直しを図り、年内に引き上げ幅を公表します。

その上で、構造的な対策として、賃上げ原資の確保に向けて、多重下請構造の是正のための運送体制の可視化や、契約明確化のための契約の電子化・書面化等を義務づけるなど、適正な運賃収受を図る措置を導入するとともに、荷主も含め、物流に関わる事業者に荷待ち時間削減等の取組みを義務づける措置の導入に向け、次期通常国会での法制化に取り組んでまいります。

関係大臣におかれては、11月からの集中監視月間で集中的な取組を行うとともに、「物流2024年問題」という変化を力に変え、我が国の物流の革新に向けて、政府一丸となって、精力的に取り組んでいただくようお願いします。

※官邸HPより作成

1. 物流の2024年問題
2. **機構の概要と物流総合効率化法の支援枠組み**
3. 支援対象となる事業イメージ
4. 審査基準と審査体制

2-1. (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

【沿革】

平成15年10月1日に、日本鉄道建設公団^{※1}と運輸施設整備事業団^{※2}を統合して設立。

※1 昭和39年3月に国鉄の新線建設業務を分離して設立された特殊法人であり、平成10年10月に日本国有鉄道清算事業団の業務を承継。

※2 船舶整備公団（昭和34年6月に国内旅客船公団として設立）と鉄道整備基金（昭和62年4月新幹線鉄道保有機構として設立）を平成9年10月に統合した特殊法人であり、平成13年3月に造船業基盤整備事業協会の業務の一部を承継。

【業務の概要】

輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した輸送体系の確立を図るため、整備新幹線や都市鉄道等の整備やその支援、船舶の共有建造のほか、流通業務の総合化等の促進に資する事業に対する支援といった業務を遂行している。

鉄道建設等業務

【主な業務】

- 整備新幹線の建設・保有・貸付
- 都市鉄道等の建設・譲渡等
- 海外の高速鉄道に関する調査・設計等



北海道新幹線

鉄道助成業務

【主な業務】

- 鉄道事業者等に対する補助金の交付等
- 中央新幹線建設資金の貸付



おおさか東線

船舶共有建造等業務

【主な業務】

- 機構と海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
- 事業者に対し必要な技術的支援を実施



高度二酸化炭素低減化船

地域公共交通出融資業務等

【主な業務】

- 地域公共交通の再構築を図る事業（LRT/BRT/DX・GX など）に対する出融資
- 鉄道インフラ、物流拠点整備や物流DX・GX投資に対する貸付



LRT(イメージ)

特例業務(国鉄清算業務)

【主な業務】

- 旧国鉄職員に対する年金給付費用等の支払
- JR二島貨物会社の経営自立に向けた支援



青函トンネル用機関車

2-2. 物流総合効率化法の支援枠組み

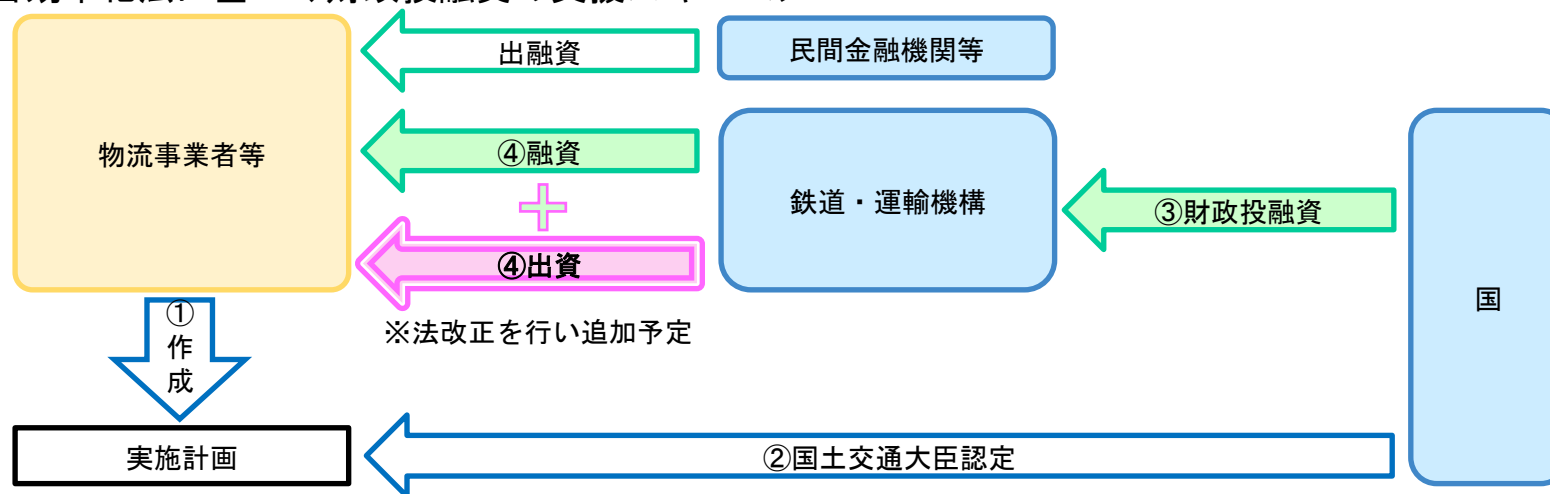
【目的】

我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多様化等への対応、環境負荷の低減及び流通業務に必要な労働力の確保を図る。

【制度の概要】

二以上の者が連携して、流通業務の総合化（輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。）及び効率化（輸送の合理化）を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの（流通業務総合効率化事業）を認定し、認定された事業の実施主体に対する鉄道・運輸機構の融資を行う。

＜物流総合効率化法に基づく財政投融資の支援スキーム＞



支援対象事業

輸送モードの結節を行う機能等を有する一定規模の物流拠点施設を整備する事業

- ・ 幹線輸送と都市内輸送を結節する自動車ターミナル等の広域物流拠点
- ・ 幹線輸送を効率化するための中継輸送の物流拠点 等

物流のDX・GXによる効率化、生産性向上及び環境負荷の低減を図る事業

- ・ 物流DX：物流施設の自動化に必要な施設の導入
- ・ 物流GX：EV車両、再生可能エネルギー関係施設の導入 等

物流拠点



EVトラック



太陽光パネル



無人搬送車



立体自動倉庫



1. 物流の2024年問題
2. 機構の概要と物流総合効率化法の支援枠組み
- 3. 支援対象となる事業イメージ**
4. 審査基準と審査体制

3-1. 政策パッケージと推進施策

- 荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、①商慣行の見直し、②**物流の効率化**、③荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「物流革新に向けた政策パッケージ」として策定した。
- これらの対策のうち、次の施策について、財政投融資を活用し、推進していく。

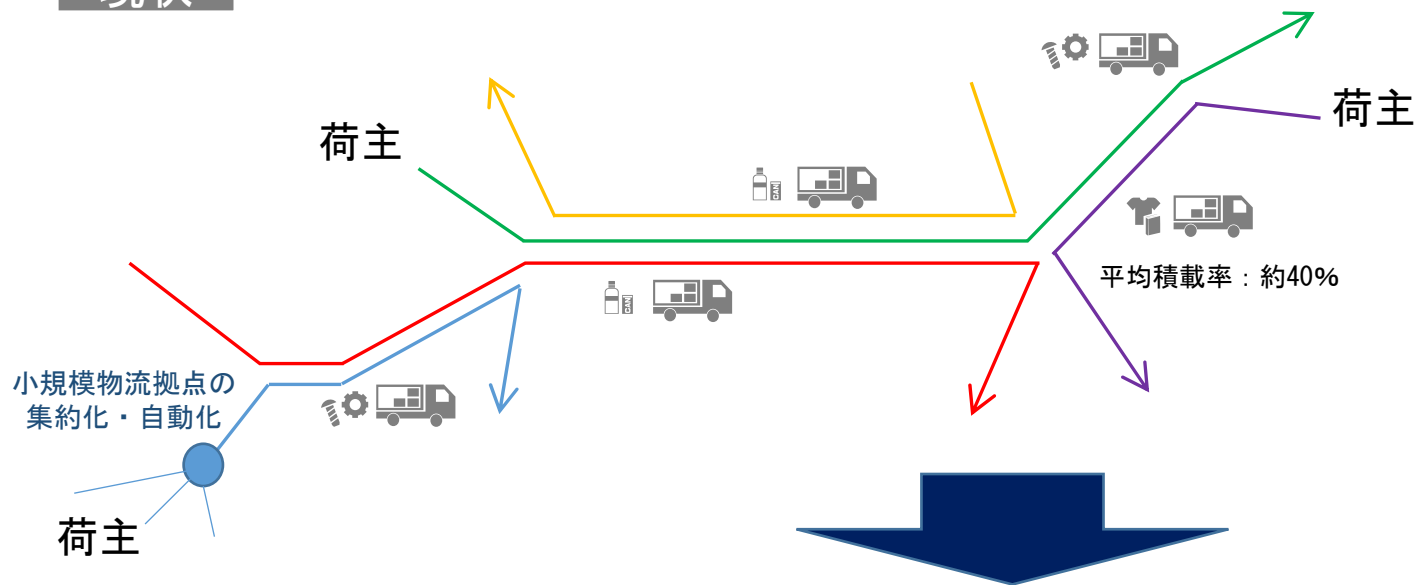
1. 具体的な施策

(2) 物流の効率化

- ① **即効性のある設備投資の促進**
- ② **物流GXの推進**
- ③ **物流DXの推進**
- ④ **物流標準化の推進**
- ⑤ **物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援**
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラックの導入促進**
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ **地域物流等における共同輸配送の促進**
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や安全確保
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

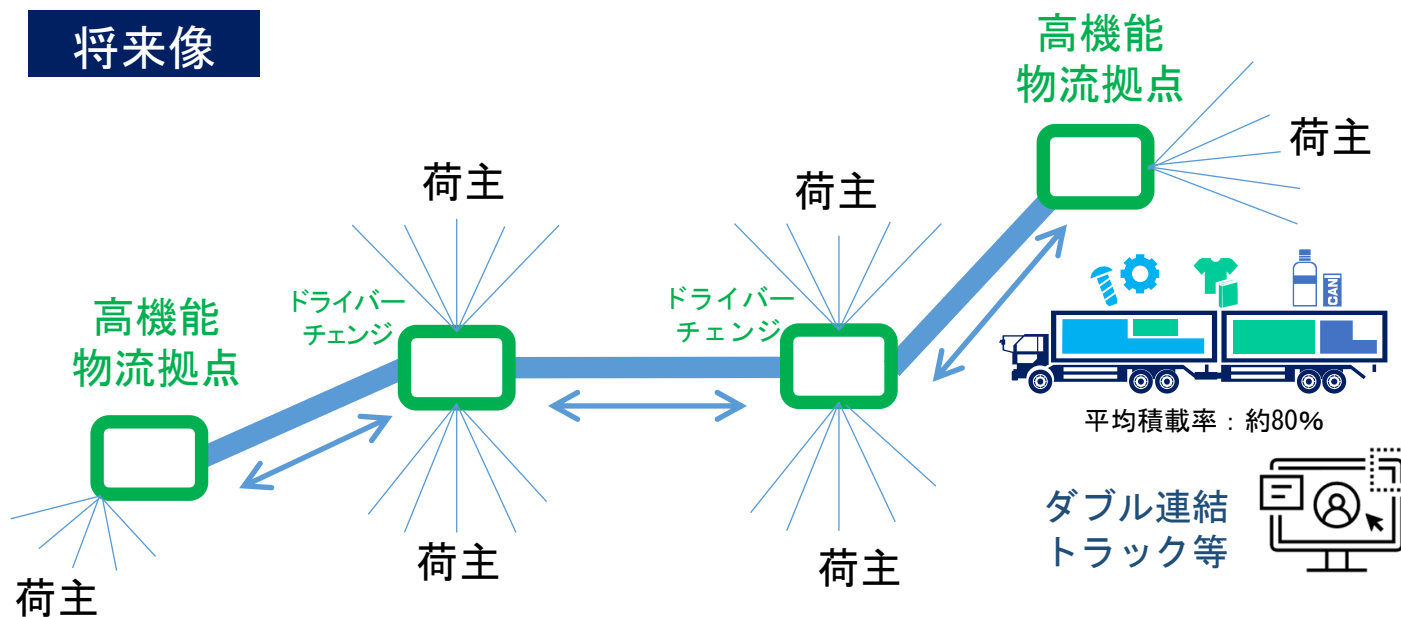
3-2. 物流業界の構造的問題と解決の方向性（イメージ）

現状



- ・ 荷主ごとに様々な荷物（飲料、雑貨、部品等）を別個に遠距離輸送。
- ・ 積載率の低下、長時間労働を生じさせる要因になっている。
- ・ 現在、物流拠点の集約化等が行われているものの、数事業者程度の連携であり、「点」の取組になっている。

将来像



- ・ 業種や業態を超えたプレイヤーが連携し、幹線に繋がる大規模・高機能物流拠点を整備。
- ・ 多様な荷のダブル連結トラックによる混載輸送、高度なシステムによる一体となった運行計画の策定を実現。
- ・ 今後、多くのプレイヤーの参加により、「面」の取組を実施。
- ・ 積載率、長時間労働を抜本的に改革。

(参考1) 物流革新に向けた政策パッケージ

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
- **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、**(1) 商慣行の見直し、(2) 物流の効率化、(3) 荷主・消費者の行動変容**について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化(*)**も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入(*)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入(*)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化**等の取組み(*)
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

(2) 物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資の促進**（バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進
（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進
（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進(*)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化(*)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入(*)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	(施策なし)	(施策あり)	(効果)
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間 × 達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% × 達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
			合計：14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初

- ・ 通常国会での法制化も含めた規制的措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

(参考2) 物流革新緊急パッケージ

物流革新緊急パッケージ

令和5年10月6日
我が国の物流の革新に
関する関係閣僚会議

- 物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が来年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。このため、本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定。
- 今般、2024年が迫る中、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、以下の事項について、必要な予算の確保も含め緊急的に取り組むこととする。
- この他、中長期計画の策定など、政策パッケージの施策を着実に実施し、進捗の管理を行う。

1. 物流の効率化

- 即効性のある設備投資・物流DXの推進
 - ・物流事業者や荷主企業の物流施設の自動化・機械化の推進、効率化・省人化やドローンを用いた配送により人手不足へ対応
 - ・港湾物流効率化に向けた「ヒト」を支援するAIターミナルの深化や港湾物流手続等を電子化する「サイバーポート」を推進等
 - ・高速道路での自動運転トラックを対象とした路車協調システム等の実証実験等
- モーダルシフトの推進
 - ・鉄道（コンテナ貨物）、内航（フェリー・RORO船等）の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増
 - ・31ftコンテナの利用拡大を優先的に促進しつつ、中長期的に40ftコンテナの利用拡大も促進
- トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進
 - ・荷役作業の負担軽減や輸送効率化に資する機器・システムの導入等により、快適で働きやすい職場環境の整備を促進
 - ・労働生産性の向上に資する車両を運転するための免許の取得等のトラック運転手のスキルアップを支援
- 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援
 - ・農産品等の流通網の強化（中継輸送等の推進）
 - ・物流施設の非常用電源設備の導入促進等による物流施設の災害対応能力の強化等の推進
 - ・モーダルシフト等に対応するための港湾施設の整備等を推進
 - ・高規格道路整備や渋滞対策、IC・空港・港湾等へのアクセス道路の整備に対する支援による物流ネットワークの強化
 - ・トラックドライバーの確実な休憩機会の確保のため、SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充や駐車マスマス予約制度の導入などの取り組みの推進
- 標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進
- 燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進（物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等）
- 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続
- 道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

2. 荷主・消費者の行動変容

- 宅配の再配達率を半減する緊急的な取組
 - ・ポイント還元を通じ、コンビニ受取等柔軟な受取方法やゆとりを持った配達日時等の指定等を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業を実施
- 政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

3. 商慣行の見直し

- トラックGMンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化（「集中監視月間」（11～12月）の創設）
 - ・荷主による違反原因行為の調査を踏まえた「要請」等の集中実施、国土交通省及び荷主所管・法執行行政機関による連携強化
- 現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ（年内に対応予定）
- 適正な運賃の収受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進
 - ・大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等
 - ・大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け
 - ・トラック事業者における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け

3-3. 令和6年度要求の概要

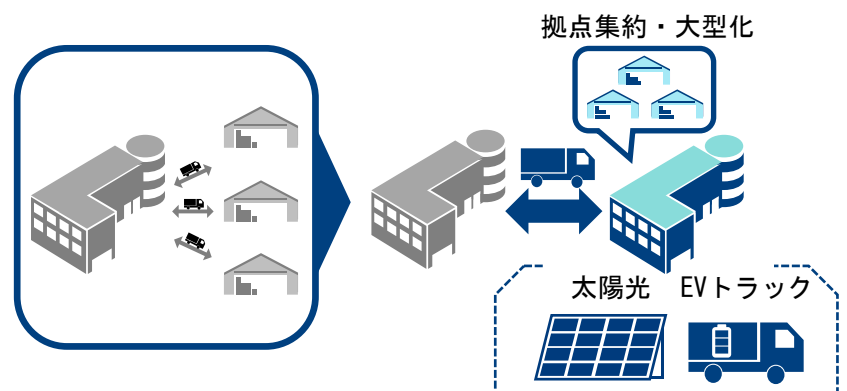
物流のさらなる効率化を推進するため、物流拠点施設や、物流DX・GXを通じた効率化、生産性向上及び環境負荷低減を図る取組のこれまでの融資による支援に加え、出資による支援を行う。

(単位:億円)

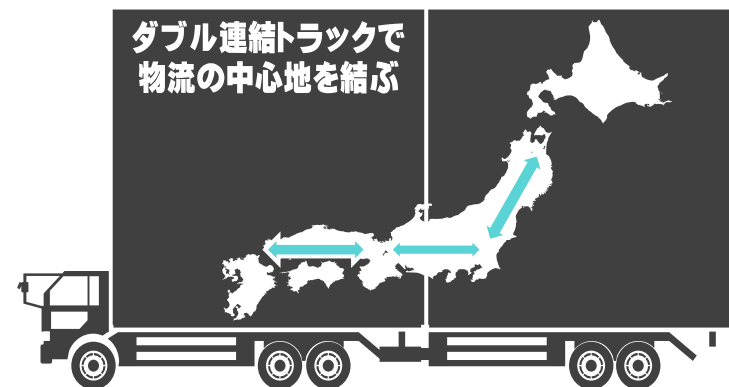
	R5年度計画 (A)	R6年度要求 (B)	(B) - (A)
地域公共交通等勘定 (物流出融資 (仮))	20	145	125
融資	20	112	92
出資	-	33	33

3-4. 融資対象事業イメージ

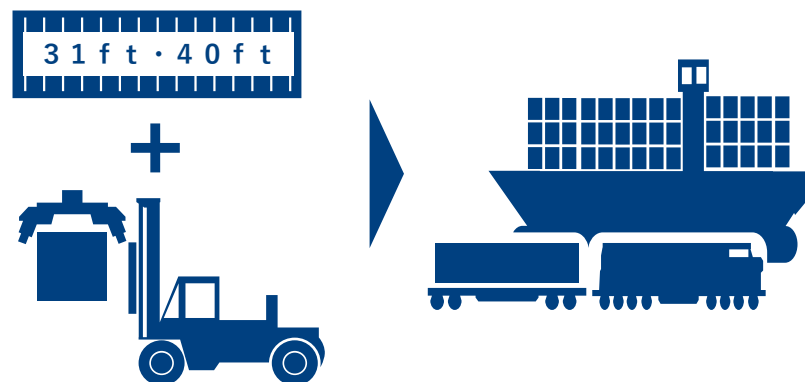
- 多数ある小型物流拠点を集約し、大型の物流拠点を設立し、分散した輸配送を集約する。また新設拠点にはEVトラックや太陽光パネル等のGX設備や機械化・自動化等のDX設備を導入する。
- これにより、輸送・荷役の効率化を図るとともに、CO2排出量を削減する。
- これらを通じ、物流の担い手不足の解消、物流の脱炭素化推進に貢献する。



- 物流の根幹を担う長距離輸送においてダブル連結トラックを導入する。
- これにより、ドライバー1人当たりの輸送量が約2倍となるとともに、トラックの運行台数が減少することで、物流におけるCO2排出量を削減する。
- これを通じ、物流の担い手不足の解消、物流の脱炭素化推進に貢献する。

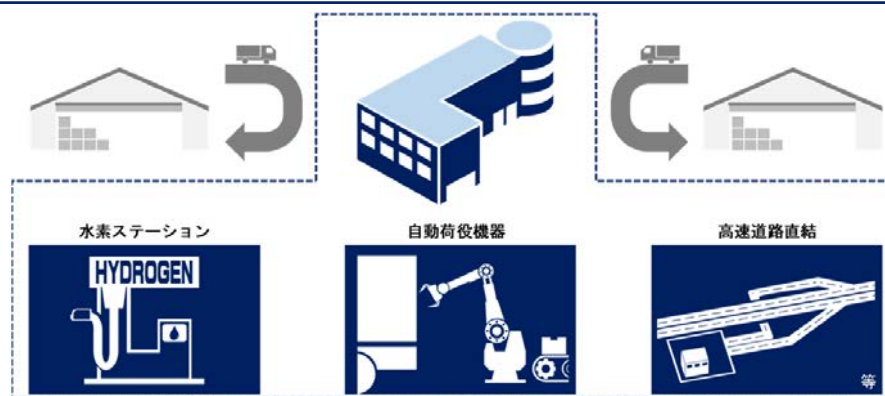


- モーダルシフトに不可欠な大型コンテナや荷役機器の導入を拡大する。
- これにより、鉄道輸送・内航海運の輸送能力を増加させ、トラック輸送からの移行を促す。
- これを通じ、物流の担い手不足の解消、物流の脱炭素化推進に貢献する。

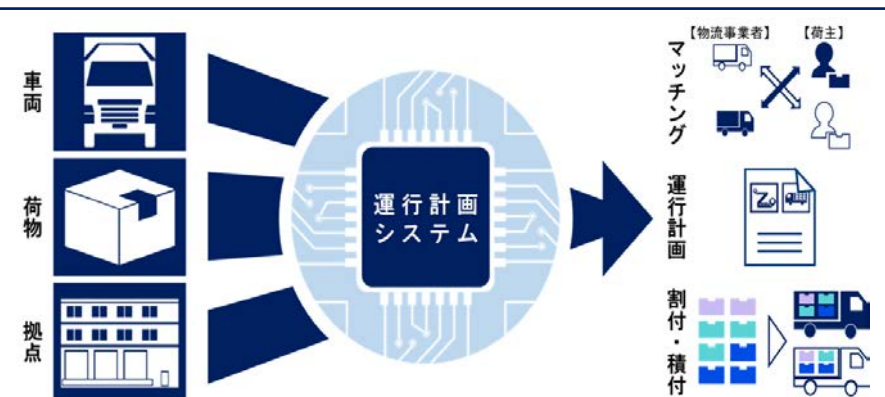


3-5. 出資対象事業イメージ

- 自動荷役機器や水素ステーションといった**高機能設備を備えた中継拠点**を設立し、多数の事業者が利用する中継拠点として運営する。
- これにより、トラックの積載率向上やドライバーの労働環境改善や法令遵守、事業者の先進機器導入等を促す。
- これらを通じ、**物流の担い手不足の解消、物流DX・GXの推進**に貢献する。



- 車両・荷物・拠点等の情報を網羅的に集約・分析し、**最適な運行計画を提案するシステム**を導入し、中小企業含め多くの事業者を利用を促す。
- これにより、積載率向上や運転時間削減、実運送事業者との直接契約等の実現を図る。
- これらを通じ、**物流業務の効率化・省人化の促進**を図るとともに、**多重下請構造の解消**に貢献する。



- **地域の物流網**を集約し、輸送量や担い手が減少する地域において複数の物流事業者による**共同輸配送を実現**する。
- これにより、地域物流における積載率向上に伴う物流コスト削減や省人化を図る。
- これらを通じ、地域における物流業務の効率化を図るとともに、**過疎地域等における持続可能な物流の構築**に貢献する。



1. 物流の2024年問題
2. 機構の概要と物流総合効率化法の支援枠組み
3. 支援対象となる事業イメージ
4. **審査基準と審査体制**

4－1．審査基準

●収益性の観点からの要件設定

収益性を確保するため、主に以下の要件を設定。

- ・実施主体は、公的資金による出資を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが認められること。
- ・対象事業は、客観的な需要予測を含むデューデリジェンスにより、中長期的な収益が見込まれること。
- ・対象事業は、一定の時期において、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

●民業補完性の確保

民間との役割分担・リスク分担を図るために、主に以下の要件を設定。

- ・機構による出資は民間事業者の行う出資を補完するものであること。
- ・出資の額は、機構が単独で最大出資者とはならず、出資に係る事業に対する民間事業者の出資額の合計を超えないものとする。

●継続的なモニタリングの実施

モニタリング段階においては、毎年度、事業者に対して必要な書類の提示を求め、事業の進捗状況、財務の健全性等を確認し、長期収益性の評価を実施。

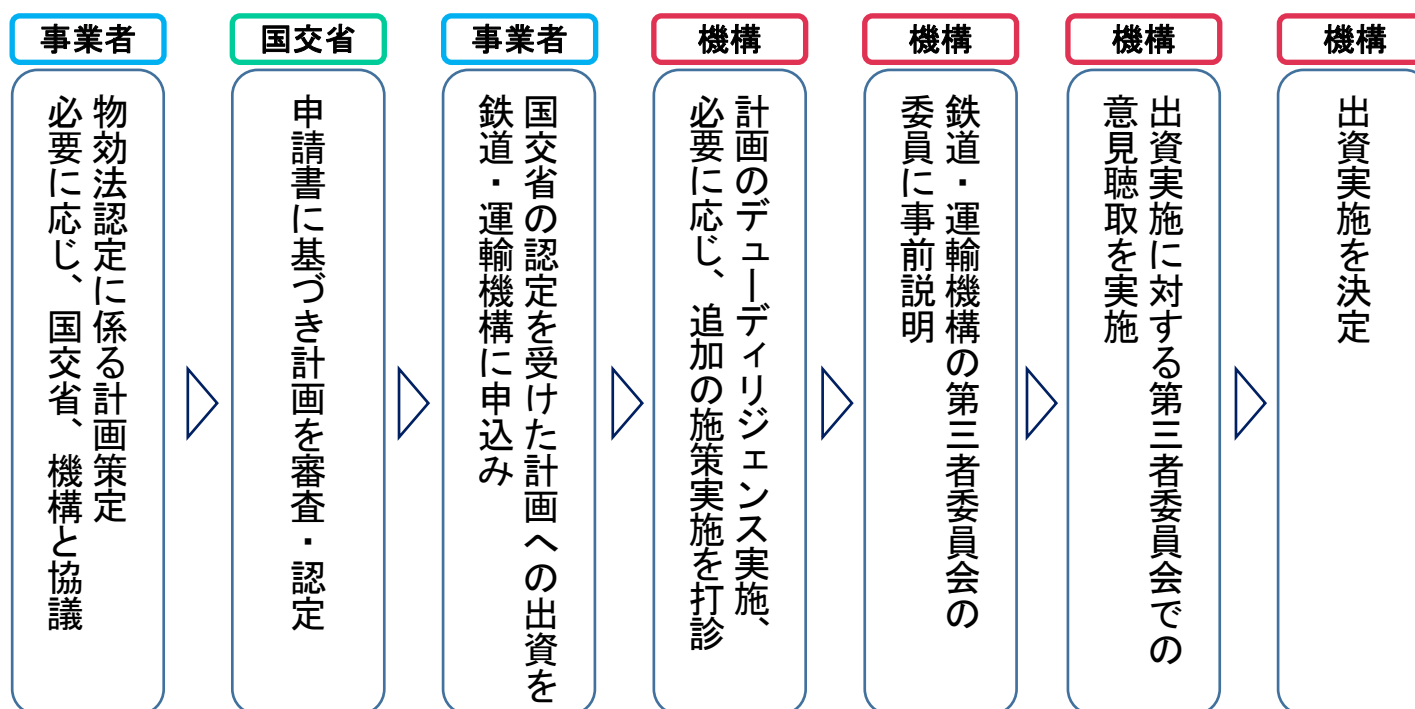
4-2. 審査体制

●第三者委員会によるチェック体制

物流出資の適正な運営を確保するため、外部有識者から構成される第三者委員会を設置し、物流出資を行うか否かの決定、出資を実行した後のモニタリング段階での毎年の事業の進捗評価、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡等について、意見聴取を実施。

●審査体制の強化

鉄道・運輸機構では、金融に関する知見と経験を有する人材も含む専門の審査・モニタリング体制を構築しているが、出資制度の創設に伴い、専門人材の増強、調査の実施等を通じた外部知見の活用、内部職員の人材育成等を通じて強化していくことを想定。



(参考1) 関連法令と条文

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **流通業務** 輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他の物資の流通に係る業務をいう。

二 **流通業務総合効率化事業** 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

（総合効率化計画の認定）

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進）

第二十条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、流通業務総合効率化事業を推進するため、次の業務を行う。

一 認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(参考2) 関連政府方針

○『物流革新に向けた政策パッケージ』（抄）（令和5年6月2日決定）

1. 具体的な施策

(2) 物流の効率化

①即効性のある設備投資の促進

物流事業者の営業所や倉庫等において、バース予約システムや、フォークリフト、自動倉庫や無人荷役機器の導入など自動化・機械化を進める。

②物流GXの推進

(省エネ化・脱炭素化等に資する車両や船舶の導入)

EV等の電動車や、スワップボディコンテナ車両等の輸送効率の向上による省エネ化に資する車両の普及促進を進める。

洋上風力発電で発電した電気を安定的かつ効率的にエネルギー需要地に届ける観点から、電気を輸送する電気運搬船の普及等やその効率的な輸送に向けた取組みを促進する。

③物流DXの推進

(自動運転やドローン物流等)

自動運転技術等の新技術の導入期に、個別の事業者で新技術を用いた車両等を保有することのハードルが高いため、それらの導入を促進するようなスキームを具体化する。

(トラック輸送・荷役作業等の効率化)

自動倉庫や無人荷役機器等荷役作業の効率化等に資する機器等の導入を推進する。

④物流標準化の推進

官民物流標準化懇談会パレット標準化推進分科会で定めた標準仕様のパレットの利用拡大を図るため、事業者による導入やそれに対応するための物流拠点の改修等を進めるとともに、紛失・流出防止のためのパレットの動態管理・個体管理の取組みを推進する。

トラック事業者、鉄道事業者及び内航海運事業者が共通して使用可能な大型コンテナのあり方を検討し、その導入を促進するとともに、それに対応するための貨物駅の改修、トップリフターの導入等推進する。また、国際海上コンテナに対応する低床型貨車の導入等を推進する。

(参考2) 関連政府方針

○『物流革新に向けた政策パッケージ』（抄）（令和5年6月2日決定）

1. 具体的な施策

(2) 物流の効率化

- ⑤ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援
(物流施設の機能強化等)

サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が2024年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の計画認定制度に関し効果的な見直しを行い、物流GX・DX設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。

(物流拠点・ネットワークのためのインフラ整備)

中継輸送の実用化・普及に資する拠点の整備等を推進する。

- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進

1台で通常の大形トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の導入を図り、トラック輸送の省人化を促進する。
また、ダブル連結トラックの積載率向上を図るため、高速道路IC近傍に立地した物流拠点施設の整備を促進する。

- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進

過疎地域における担い手不足や貨物量減少・積載率低下といった課題に対応するため、共同輸配送や物流事業者間の協業等を促進する方策について具体化する。地域レベルでもフィジカルインターネットの実現に向けて、標準化や物流DXの成果を活用しつつ、荷主企業・物流事業者等の関係者間の連携を促進する。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

地域公共交通等勘定(物流出融資(仮))

令和5年10月26日

財務省理財局

編成上の論点① 産業投資の役割

- 今後、我が国の経済成長と国民生活を支えるインフラである物流がその機能を持続的に発揮するためには、各企業単位での努力だけにとどまらず、企業の垣根を越えた協力による物流効率化が必要不可欠。
- 鉄道・運輸機構は物流総合効率化法に基づく支援スキームとして、財政融資を原資とした資金の貸付けの他、出資制度を新設するに当たり、財源として産業投資33億円を要求。

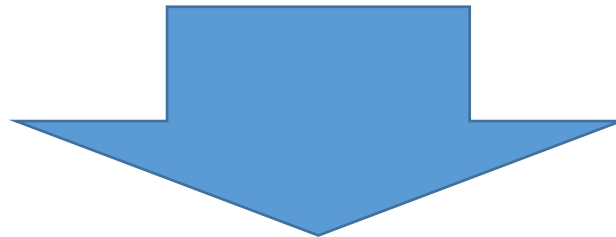


<論点>

- 「政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高いことなどから民間だけでは十分に投資が進まない場合に、呼び水としてのリスクマネーを提供し、民間投資を喚起する」との産業投資の役割に照らし、要求内容は適切なものとなっているか。
- 具体的には、物流2024年問題という構造的な課題解決に向けて、物流事業者が幅広く参画する取組や、先進的な技術の実装を行う等により、短期的には収益を上げることが困難であるが、長期的には収益性が期待できるもの等となっているか。

編成上の論点② 審査基準と審査体制

- 物流施設又は物流DX・物流GX関連設備の整備については、従来から物流総合効率化法に基づく計画認定やそれに基づく融資等により支援してきた。
- 鉄道・運輸機構では、融資による支援を行う際の審査体制として、鉄道・運輸機構内に審査部を設置する他、第三者委員会によるチェックを実施してきた。



<論点>

- 融資による支援については償還確実性を審査する既存の体制があるが、新たに出資を行うに当たり、収益性を十分にチェックしていくべきではないか。
- 上記のチェックを確実にを行うための審査体制を確保することが重要ではないか。

(参考) 「今後の産業投資について」

(令和元年6月14日 財政制度等審議会 財政投融资分科会) [抜粋]

I. 産業投資の制度・実績

1. 産業投資の性格・制度

産業投資は、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にエクイティ性資金等を供給する産投機関に対する出資(以下、「産投出資」という。)及び貸付(以下、「産投貸付」という。)である。民間金融機関等の行う投資活動は、短期的な期間損益を株主、債権者等から求められる短中期的投資が中心となるのに対し、産業投資は、投資回収をして利益が上がるまで長期的に耐えることができる、いわゆるペイシエント・キャピタルであることが特徴である。こうした面も踏まえて、民間資金の呼び水・補完を行っていくことが重要である。また、産業投資は、既往出資等の収益を再投資に回して、資金供給を行う仕組みとなっている。

2. 産業投資の意義

産業投資は、特別会計に関する法律(平成19年法第23号)第50条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、政策的性と収益性という2つの要件をそれぞれ満たす必要がある。したがって、産業投資の意義とは、政策的性の面で、国際的な競争環境の中で日本経済の成長力強化等につながる産業の開発及び貿易の振興に資する民間資金の呼び水・補完となる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる案件への投資である。

図表1-2 産業投資の政策的性と収益性

